

# 旧学制下長野県の小学校教員検定制度

丸山 剛史

宇都宮大学共同教育学部研究紀要 第72号 別刷

2022年3月



# 旧学制下長野県の小学校教員検定制度

丸山 剛史

## 一 研究の目的及び方法

本稿は、旧学制下小学校教員検定制度に関する府県比較研究の一環をなすものであり、長野県の小学校教員検定制度の形成から廃止までの過程を再検討するとともに、他府県の小学校教員検定制度と比較することにより、長野県小学校教員検定制度の特質を明らかにすることを目的としている。

戦前日本の小学校教員検定制度史研究の必要性は、船寄俊雄が「小学校教員養成史は師範学校史と同一ではなく、検定制度史を合わせて明らかにしなければその研究は完結しない」、「小学校教員養成史研究を完結させるためには、必ず取り組まなければならない課題である」と指摘していた<sup>一</sup>。研究の進め方に関しても、実施主体が都道府県であり、史資料の残存状況の関係もあり、都道府県別に検討する必要があることが指摘された。先行研究では、秋田、兵庫、宮城、静岡、東京、大阪、岡山、群馬、埼玉、栃木、北海道、京都各府県の小学校教員検定制度が検討され事例研究も進展してきた<sup>二</sup>。本稿では長野県を取り上げる。

長野県の小学校教員検定制度に関しては、二種の教員検定制度（試験検定、無試験検定）のうち、試験検定では小学校本科正教員（以下、小本正と略記）、小学校専科正教員（専正）、小学校准教員（小准）の三種において合格者数（一九〇〇―四〇年度の総数）が全国最多であった<sup>三</sup>。小本正の合格者数は東京府（第二位、二一〇六名）とほぼ同数の二一五二名

であった。その他の二種、すなわち尋常小学校本科正教員（尋本正）、尋常小学校准教員（尋准）の合格者数も上位（尋本正・第一三位、尋准・第三位）に位置していた。長野県は小学校教員検定制度、特に試験検定制度が活用された、特徴を有する県の一つであると考えられる。また、長野県学務課が検定制度試験問題集を編集しており<sup>四</sup>、同県学務課自体が積極的に小学校教員検定制度試験制度を利用した節があり、その点でも興味深い対象である。史資料の点でも長野県は「明治以降戦前までの間の都道府県庁の教育関係文書をかなり大量に保存している」都道府県の一つであり、「とくに豊富な」八県（岩手、宮城、埼玉、長野、滋賀、奈良、愛媛、宮崎）のうちのひとつといわれている<sup>五</sup>。

長野県小学校教員検定制度は長野県教育史刊行会編集・発行『長野県教育史』（全一八冊）において検討され、検定対象者、試験科目、検定方法が検討されていた。しかし、出願方法、願書書式に含まれた品行・性行調査等の人物評価の要素は見落とされ、検討されてこなかった。

また、『長野県教育史』、長野県編『長野県史』（長野県史刊行会、通史編一冊、近代史料編第九巻・教育）収載の県令では提出書類書式の一部が省略されていたため、『長野県報』により長野県令及び長野県告示を確認したところ、『長野県教育史』、『長野県史』に収載されていない県令及び県告示があることがわかった。

そこで、本稿では、『長野県報』により県令及び県告示を再確認した上で、筆者のこれまでの検討と同様に、（一）出願方法、（二）試験実施

時期・回数、試験場、(三) 試験科目、(四) 検定方法・合否判定基準、(五) 検定手数料の五点に留意し、長野県小学校教員検定制度の形成から廃止までの過程を、より詳細に明らかにすることとする。その上で、他府県の事例と比較することにより、長野県の制度的特質を明らかにする。

なお、本稿は長野県師範学校制度と合わせて検討するための覚書である。そのため、小本正の資格取得を念頭においており、仮免許状規則、准教員養成、専科教員は必ずしも網羅できていない。また『長野県教育史』、『長野県史』に収載されていない小学校教員検定に関する長野県令及び長野県告示は可能な限り掲載したが、書式等で重複するものが多い場合は一部を掲載するに止めた。ご了承願いたい。

## 二 長野県の有資格者の割合、検定合格率

関係規則の検討に先立ち、長野県の小学校教員における有資格者、特に本科正教員の割合、小学校教員検定合格率を確認しておきたい。

小学校教員における有資格者に関しては表一を参照されたい。特に本科正教員に注目すると四一・九％(一九〇〇年度) から始まり、徐々に本科正教員の割合が高まり、一九三三年度の八〇％が最も高く、その後は減少していった。四一・九％という数値は、これまで確認した限りでは最も低い値である。筆者はこれまでに静岡、東京、大阪、群馬、岡山、北海道、京都の各道府県を調べてきたが、最高値は京都府(六七・五％)であり、最低は北海道(四九・二％)であった。

検定合格率に関しては表二を参照されたい。無試験検定でも一〇〇％の年度は多くなく、合格率一桁(専正・一九三三年度) あるいは合格者無し(尋本正・一九〇六年度) の年度があることは指摘しておきたい。

表1 長野県・市町村立小学校教員数

|      | 尋常科   |       |     |     |       |     |       |     |       |    | 高等科 |   |      |     |       |     |       |      |      |      | 計   | 割合   |  |  |  |  |
|------|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|----|-----|---|------|-----|-------|-----|-------|------|------|------|-----|------|--|--|--|--|
|      | 正教員   |       | 准教員 |     | 代用教員  |     | 専科正教員 |     | 正教員   |    | 准教員 |   | 代用教員 |     | 専科正教員 |     | 正教員   | 准教員  | 代用   | 専正   |     | 非正教員 |  |  |  |  |
|      | 男     | 女     | 男   | 女   | 男     | 女   | 男     | 女   | 男     | 女  | 男   | 女 | 男    | 女   | 男     | 女   |       |      |      |      |     |      |  |  |  |  |
| 1900 | 1,007 | 52    | 801 | 20  | 563   | 263 | 4     | 5   | 455   | 48 | 59  | 0 | 294  | 115 | 27    | 12  | 3,725 | 41.9 | 23.6 | 33.2 | 1.3 | 56.8 |  |  |  |  |
| 1901 | 1,079 | 53    | 879 | 42  | 321   | 213 | 9     | 8   | 532   | 53 | 87  | 1 | 313  | 112 | 31    | 14  | 3,747 | 45.8 | 26.9 | 25.6 | 1.7 | 52.5 |  |  |  |  |
| 1902 | 1,111 | 54    | 890 | 72  | 289   | 206 | 13    | 45  | 573   | 58 | 144 | 1 | 298  | 85  | 40    | 78  | 3,957 | 45.4 | 28.0 | 22.2 | 4.4 | 50.2 |  |  |  |  |
| 1903 | 1,169 | 57    | 777 | 72  | 157   | 139 | 12    | 53  | 621   | 65 | 152 | 1 | 158  | 64  | 29    | 126 | 3,652 | 52.4 | 27.4 | 14.2 | 6.0 | 41.6 |  |  |  |  |
| 1904 | 1,145 | 114   | 659 | 62  | 162   | 148 | 37    | 39  | 634   | 56 | 115 | 1 | 118  | 86  | 22    | 127 | 3,525 | 55.3 | 23.7 | 14.6 | 6.4 | 38.3 |  |  |  |  |
| 1905 | 1,184 | 136   | 604 | 61  | 240   | 198 | 1     | 24  | 676   | 56 | 123 | 2 | 173  | 129 | 25    | 108 | 3,740 | 54.9 | 21.1 | 19.8 | 4.2 | 40.9 |  |  |  |  |
| 1906 | 1,183 | 151   | 604 | 59  | 301   | 231 | 3     | 27  | 708   | 62 | 126 | 2 | 238  | 141 | 29    | 100 | 3,965 | 53.1 | 19.9 | 23.0 | 4.0 | 42.9 |  |  |  |  |
| 1907 | 1,243 | 211   | 585 | 70  | 482   | 299 | 6     | 28  | 711   | 52 | 105 | 2 | 238  | 121 | 33    | 81  | 4,267 | 52.0 | 17.9 | 26.7 | 3.5 | 44.6 |  |  |  |  |
| 1908 | 1,528 | 320   | 602 | 83  | 731   | 470 | 20    | 62  | 483   | 16 | 45  | 1 | 117  | 70  | 29    | 76  | 4,653 | 50.4 | 15.7 | 29.8 | 4.0 | 45.5 |  |  |  |  |
| 1909 | 1,636 | 332   | 675 | 102 | 911   | 516 | 27    | 90  | 451   | 7  | 27  |   | 67   | 41  | 27    | 58  | 4,967 | 48.8 | 16.2 | 30.9 | 4.1 | 47.1 |  |  |  |  |
| 1910 | 1,685 | 358   | 713 | 124 | 977   | 489 | 35    | 148 | 470   | 10 | 24  | 1 | 62   | 29  | 31    | 37  | 5,193 | 48.6 | 16.6 | 30.0 | 4.8 | 46.6 |  |  |  |  |
| 1911 | 1,797 | 419   | 790 | 132 | 910   | 457 | 44    | 169 | 502   | 8  | 13  |   | 51   | 19  | 32    | 50  | 5,393 | 50.5 | 17.3 | 26.6 | 5.5 | 44.0 |  |  |  |  |
| 1912 | 1,898 | 486   | 796 | 124 | 767   | 361 | 47    | 210 | 536   | 6  | 12  | 1 | 40   | 19  | 44    | 51  | 5,398 | 54.2 | 17.3 | 22.0 | 6.5 | 39.3 |  |  |  |  |
| 1913 | 1,971 | 480   | 704 | 106 | 693   | 324 | 54    | 212 | 525   | 7  | 13  | 1 | 24   | 12  | 44    | 42  | 5,212 | 57.2 | 15.8 | 20.2 | 6.8 | 36.0 |  |  |  |  |
| 1914 | 2,012 | 517   | 677 | 102 | 687   | 319 | 59    | 226 | 527   | 9  | 13  |   | 18   | 12  | 46    | 45  | 5,269 | 58.2 | 15.0 | 19.7 | 7.1 | 34.7 |  |  |  |  |
| 1915 | 2,071 | 556   | 639 | 94  | 693   | 339 | 61    | 221 | 553   | 8  | 12  | 1 | 28   | 9   | 50    | 53  | 5,388 | 59.2 | 13.8 | 19.8 | 7.1 | 33.7 |  |  |  |  |
| 1916 | 2,068 | 561   | 596 | 82  | 723   | 353 | 59    | 226 | 572   | 10 | 4   | 1 | 26   | 11  | 57    | 50  | 5,399 | 59.5 | 12.7 | 20.6 | 7.3 | 33.3 |  |  |  |  |
| 1917 | 2,141 | 586   | 568 | 81  | 779   | 372 | 69    | 239 | 567   | 4  | 6   |   | 38   | 9   | 50    | 44  | 5,553 | 59.4 | 11.8 | 21.6 | 7.2 | 33.4 |  |  |  |  |
| 1918 | 2,237 | 652   | 605 | 146 | 699   | 326 | 85    | 273 | 551   | 3  | 11  |   | 52   | 6   | 42    | 46  | 5,734 | 60.0 | 13.3 | 18.9 | 7.8 | 32.2 |  |  |  |  |
| 1919 | 2,232 | 726   | 621 | 168 | 706   | 327 | 84    | 320 | 634   | 9  | 11  |   | 36   | 5   | 39    | 31  | 5,949 | 60.5 | 13.4 | 18.1 | 8.0 | 31.5 |  |  |  |  |
| 1920 | 2,347 | 757   | 564 | 181 | 749   | 277 | 101   | 327 | 682   | 1  | 12  | 1 | 26   | 4   | 30    | 31  | 6,090 | 62.2 | 12.4 | 17.3 | 8.0 | 29.8 |  |  |  |  |
| 1921 | 2,352 | 755   | 582 | 167 | 793   | 249 | 98    | 304 | 722   | 2  | 18  | 1 | 43   | 2   | 41    | 31  | 6,160 | 62.2 | 12.5 | 17.6 | 7.7 | 30.1 |  |  |  |  |
| 1922 | 2,385 | 750   | 647 | 155 | 806   | 238 | 107   | 333 | 790   | 8  | 17  |   | 35   |     | 30    | 21  | 6,322 | 62.2 | 13.0 | 17.1 | 7.8 | 30.0 |  |  |  |  |
| 1923 | 2,496 | 804   | 703 | 132 | 807   | 191 | 135   | 350 | 851   | 5  | 25  |   | 55   | 2   | 33    | 31  | 6,620 | 62.8 | 7.7  | 15.9 | 8.3 | 23.6 |  |  |  |  |
| 1924 | 2,541 | 835   | 691 | 99  | 751   | 180 | 169   | 354 | 875   | 7  | 22  | 1 | 40   | 1   | 42    | 23  | 6,645 | 64.1 | 12.2 | 14.8 | 8.8 | 27.1 |  |  |  |  |
| 1925 | 2,693 | 908   | 657 | 86  | 734   | 159 | 138   | 343 | 905   | 8  | 17  |   | 54   | 2   | 50    | 24  | 6,764 | 66.7 | 11.2 | 13.8 | 8.2 | 25.1 |  |  |  |  |
| 1926 | 2,865 | 932   | 614 | 72  | 660   | 130 | 183   | 352 | 1,091 | 12 | 18  |   | 67   | 6   | 64    | 43  | 7,109 | 68.9 | 9.9  | 12.1 | 9.0 | 22.0 |  |  |  |  |
| 1927 | 3,102 | 964   | 574 | 62  | 571   | 126 | 203   | 337 | 1,126 | 10 | 16  |   | 57   | 4   | 80    | 53  | 7,285 | 71.4 | 8.9  | 10.4 | 9.2 | 19.4 |  |  |  |  |
| 1928 | 3,290 | 968   | 501 | 51  | 580   | 139 | 211   | 346 | 1,106 | 9  | 17  |   | 71   | 2   | 64    | 56  | 7,411 | 72.5 | 7.7  | 10.7 | 9.1 | 18.4 |  |  |  |  |
| 1929 | 3,524 | 989   | 446 | 35  | 495   | 127 | 195   | 356 | 1,098 | 9  | 5   |   | 88   | 3   | 65    | 41  | 7,476 | 75.2 | 6.5  | 9.5  | 8.8 | 16.0 |  |  |  |  |
| 1930 | 3,728 | 981   | 389 | 31  | 465   | 120 | 189   | 361 | 1,057 | 12 | 12  |   | 62   | 4   | 56    | 39  | 7,506 | 77.0 | 5.8  | 8.7  | 8.6 | 14.4 |  |  |  |  |
| 1931 | 3,845 | 992   | 321 | 20  | 417   | 105 | 167   | 349 | 1,031 | 13 | 14  | 2 | 40   | 7   | 41    | 34  | 7,398 | 79.5 | 4.8  | 7.7  | 8.0 | 12.5 |  |  |  |  |
| 1932 | 3,916 | 1,022 | 311 | 13  | 440   | 97  | 179   | 328 | 1,010 | 10 | 9   |   | 29   | 3   | 38    | 39  | 7,444 | 80.0 | 4.5  | 7.6  | 7.8 | 12.1 |  |  |  |  |
| 1933 | 3,958 | 1,040 | 292 | 12  | 507   | 120 | 184   | 351 | 1,039 | 10 | 12  |   | 49   | 2   | 32    | 26  | 7,634 | 79.2 | 4.1  | 8.9  | 7.8 | 13.0 |  |  |  |  |
| 1934 | 4,017 | 1,077 | 291 | 15  | 583   | 131 | 187   | 327 | 1,074 | 10 | 18  |   | 39   | 5   | 34    | 39  | 7,847 | 78.7 | 4.1  | 9.7  | 7.5 | 13.8 |  |  |  |  |
| 1935 | 4,038 | 1,043 | 283 | 10  | 644   | 134 | 198   | 332 | 1,099 | 7  | 6   |   | 57   | 3   | 26    | 27  | 7,907 | 78.2 | 3.8  | 10.6 | 7.4 | 14.4 |  |  |  |  |
| 1936 | 4,045 | 1,047 | 284 | 16  | 709   | 149 | 159   | 350 | 1,140 | 6  | 5   | 1 | 43   | 1   | 25    | 39  | 8,019 | 77.8 | 3.8  | 11.2 | 7.1 | 15.1 |  |  |  |  |
| 1937 | 3,978 | 1,054 | 252 | 14  | 835   | 178 | 146   | 392 | 1,159 | 7  | 3   |   | 59   | 4   | 27    | 29  | 8,137 | 76.2 | 3.3  | 13.2 | 7.3 | 16.5 |  |  |  |  |
| 1938 | 4,047 | 1,034 | 214 | 21  | 1,067 | 182 | 142   | 436 | 1,191 | 20 | 3   |   | 75   | 1   | 26    | 35  | 8,494 | 74.1 | 2.8  | 15.6 | 7.5 | 18.4 |  |  |  |  |
| 1939 | 4,018 | 1,039 | 197 | 22  | 979   | 231 | 118   | 470 | 1,235 | 29 | 11  | 3 | 69   | 3   | 39    | 37  | 8,500 | 74.4 | 2.7  | 15.1 | 7.8 | 17.8 |  |  |  |  |
| 1940 | 4,087 | 1,115 | 153 | 20  | 919   | 223 | 128   | 522 | 1,273 | 27 | 8   |   | 74   | 3   | 35    | 47  | 8,634 | 75.3 | 2.1  | 14.1 | 8.5 | 16.2 |  |  |  |  |

注『文部省年報』(各年度)より作成

表2 長野県小学校教員検定・合格率

|      | 無試験 |     |       |     |     |       |     |     |       |     |     |       | 試験  |     |       |     |     |      |     |     |      |     |     |      |     |     |      |     |     |      |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
|------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|--|----|----|-----|--|----|----|-----|--|----|----|-----|
|      | 小本正 |     |       |     | 専本正 |       |     |     | 専正    |     |     |       | 小准  |     |       |     | 専准  |      |     |     | 小本正  |     |     |      | 専本正 |     |      |     | 専正  |      |     |  | 小准 |    |     |  | 専准 |    |     |  |    |    |     |
|      | 出願  | 合格  | 合格率   |     | 出願  | 合格    | 合格率 |     | 出願    | 合格  | 合格率 |       | 出願  | 合格  | 合格率   |     | 出願  | 合格   | 合格率 |     | 出願   | 合格  | 合格率 |      | 出願  | 合格  | 合格率  |     | 出願  | 合格   | 合格率 |  | 出願 | 合格 | 合格率 |  | 出願 | 合格 | 合格率 |  | 出願 | 合格 | 合格率 |
| 1900 | 13  | 5   | 38.5  | 17  | 14  | 82.4  | 14  | 12  | 85.7  | 13  | 11  | 84.6  | 30  | 23  | 76.7  | 27  | 6   | 22.2 | 138 | 86  | 62.3 | 89  | 43  | 48.3 | 35  | 6   | 17.1 | 556 | 474 | 85.3 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1901 | 13  | 11  | 84.6  | 14  | 10  | 71.4  | 13  | 10  | 76.9  | 51  | 50  | 98.0  | 29  | 28  | 96.6  | 43  | 7   | 16.3 | 179 | 107 | 59.8 | 82  | 27  | 32.9 | 75  | 17  | 22.7 | 671 | 597 | 89.0 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1902 | 18  | 16  | 88.9  | 31  | 16  | 51.6  | 7   | 6   | 85.7  | 48  | 45  | 93.8  | 19  | 17  | 89.5  | 49  | 9   | 18.4 | 218 | 97  | 44.5 | 382 | 316 | 82.7 | 186 | 91  | 48.9 | 534 | 455 | 85.2 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1903 | 33  | 16  | 48.5  | 29  | 7   | 24.1  | 34  | 23  | 67.6  | 49  | 37  | 75.5  | 11  | 9   | 81.8  | 53  | 9   | 17.0 | 246 | 124 | 50.4 | 314 | 153 | 48.7 | 181 | 53  | 30.4 | 514 | 416 | 80.9 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1904 | 17  | 6   | 35.3  | 23  | 10  | 43.5  | 18  | 10  | 55.6  | 29  | 22  | 75.9  | 13  | 11  | 84.6  | 54  | 13  | 24.1 | 162 | 89  | 54.9 | 139 | 62  | 44.6 | 118 | 62  | 52.5 | 409 | 262 | 64.1 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1905 | 11  | 11  | 100.0 | 10  | 8   | 80.0  | 28  | 25  | 89.3  | 23  | 23  | 100.0 | 11  | 10  | 90.9  | 46  | 20  | 43.5 | 114 | 50  | 43.9 | 114 | 54  | 47.4 | 102 | 56  | 54.9 | 193 | 117 | 60.6 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1906 | 17  | 9   | 52.9  | 15  | 0   | 0.0   | 15  | 2   | 13.3  | 13  | 9   | 69.2  | 4   | 2   | 50.0  | 69  | 12  | 17.4 | 92  | 15  | 16.3 | 123 | 50  | 40.7 | 76  | 14  | 18.4 | 147 | 65  | 44.2 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1907 | 23  | 11  | 47.8  | 15  | 7   | 46.7  | 5   | 2   | 40.0  | 75  | 67  | 89.3  | 16  | 14  | 87.5  | 94  | 16  | 17.0 | 137 | 34  | 24.8 | 147 | 56  | 38.1 | 63  | 11  | 17.5 | 239 | 64  | 26.8 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1908 | 7   | 7   | 100.0 | 9   | 9   | 100.0 | 11  | 11  | 100.0 | 64  | 64  | 100.0 | 4   | 4   | 100.0 | 88  | 20  | 22.7 | 112 | 33  | 29.5 | 208 | 110 | 52.9 | 52  | 12  | 23.1 | 180 | 79  | 43.9 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1909 | 3   | 3   | 100.0 | 1   | 1   | 100.0 | 10  | 10  | 100.0 | 77  | 77  | 100.0 | 1   | 1   | 100.0 | 88  | 18  | 20.5 | 134 | 18  | 13.4 | 174 | 62  | 35.6 | 45  | 16  | 35.6 | 221 | 80  | 36.2 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1910 | 42  | 40  | 95.2  | 24  | 24  | 100.0 | 38  | 36  | 94.7  | 71  | 69  | 97.2  | 3   | 3   | 100.0 | 78  | 19  | 24.4 | 141 | 30  | 21.3 | 226 | 140 | 61.9 | 40  | 16  | 40.0 | 334 | 228 | 68.3 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1911 | 31  | 25  | 80.6  | 76  | 76  | 100.0 | 41  | 41  | 100.0 | 125 | 125 | 100.0 | 10  | 10  | 100.0 | 102 | 42  | 41.2 | 170 | 74  | 43.5 | 239 | 126 | 52.7 | 156 | 46  | 29.5 | 713 | 617 | 86.5 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1912 | 45  | 45  | 100.0 | 88  | 88  | 100.0 | 26  | 26  | 100.0 | 75  | 75  | 100.0 | 6   | 6   | 100.0 | 132 | 39  | 29.5 | 193 | 65  | 33.7 | 178 | 127 | 71.3 | 84  | 42  | 50.0 | 119 | 95  | 79.8 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1913 | 20  | 16  | 80.0  | 83  | 64  | 77.1  | 20  | 16  | 80.0  | 59  | 55  | 93.2  | 5   | 3   | 60.0  | 124 | 28  | 22.6 | 229 | 29  | 12.7 | 209 | 136 | 66.7 | 145 | 91  | 62.8 | 538 | 413 | 76.8 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1914 | 34  | 28  | 82.4  | 51  | 41  | 80.4  | 42  | 32  | 76.2  | 40  | 32  | 80.0  | 12  | 7   | 58.3  | 127 | 18  | 14.2 | 113 | 21  | 18.6 | 209 | 90  | 43.1 | 96  | 46  | 47.9 | 156 | 106 | 67.9 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1915 | 45  | 18  | 40.0  | 58  | 41  | 70.7  | 50  | 21  | 42.0  | 25  | 18  | 72.0  | 10  | 6   | 60.0  | 151 | 17  | 11.3 | 175 | 21  | 12.0 | 246 | 174 | 70.7 | 150 | 118 | 78.7 | 188 | 162 | 86.2 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1916 | 39  | 27  | 69.2  | 89  | 46  | 51.7  | 70  | 22  | 31.4  | 24  | 21  | 87.5  | 4   | 3   | 75.0  | 292 | 208 | 71.2 | 195 | 20  | 10.3 | 263 | 88  | 33.5 | 149 | 49  | 32.9 | 169 | 87  | 51.5 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1917 | 18  | 14  | 77.8  | 39  | 28  | 71.8  | 43  | 20  | 46.5  | 30  | 13  | 43.3  | 45  | 8   | 17.8  | 84  | 18  | 21.4 | 114 | 16  | 14.0 | 153 | 97  | 63.4 | 85  | 38  | 44.7 | 161 | 101 | 62.7 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1918 | 42  | 36  | 85.7  | 69  | 63  | 91.3  | 24  | 21  | 87.5  | 107 | 104 | 97.2  | 131 | 129 | 98.5  | 57  | 17  | 29.8 | 158 | 101 | 63.9 | 182 | 115 | 63.2 | 117 | 62  | 71.3 | 185 | 126 | 68.1 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1919 | 53  | 41  | 77.4  | 83  | 56  | 67.3  | 31  | 28  | 90.3  | 81  | 79  | 97.5  | 146 | 120 | 82.2  | 76  | 19  | 25.0 | 184 | 123 | 66.8 | 146 | 113 | 60.8 | 82  | 73  | 65.2 | 217 | 135 | 62.2 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1920 | 35  | 25  | 71.4  | 110 | 97  | 88.2  | 117 | 103 | 88.0  | 80  | 76  | 95.0  | 137 | 120 | 87.6  | 63  | 19  | 30.2 | 66  | 14  | 21.2 | 240 | 112 | 46.7 | 87  | 40  | 46.0 | 243 | 187 | 77.0 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1921 | 47  | 36  | 76.6  | 71  | 68  | 95.8  | 45  | 44  | 97.8  | 72  | 72  | 100.0 | 80  | 79  | 98.8  | 54  | 3   | 5.6  | 154 | 99  | 64.3 | 438 | 225 | 51.4 | 130 | 77  | 59.2 | 347 | 215 | 62.0 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1922 | 59  | 39  | 66.1  | 207 | 205 | 99.0  | 53  | 40  | 75.5  | 71  | 65  | 91.5  | 105 | 103 | 98.1  | 63  | 22  | 34.9 | 114 | 34  | 29.8 | 523 | 216 | 41.3 | 236 | 136 | 57.6 | 430 | 234 | 54.4 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1923 | 43  | 15  | 34.9  | 210 | 168 | 80.0  | 44  | 23  | 52.3  | 40  | 39  | 97.5  | 63  | 66  | 104.8 | 84  | 11  | 13.1 | 134 | 17  | 12.7 | 755 | 264 | 35.0 | 301 | 75  | 24.9 | 488 | 108 | 22.1 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1924 | 44  | 27  | 61.4  | 272 | 258 | 94.9  | 39  | 34  | 87.2  | 79  | 65  | 82.3  | 129 | 125 | 96.9  | 117 | 17  | 14.5 | 195 | 24  | 12.3 | 463 | 110 | 23.8 | 140 | 23  | 16.4 | 168 | 50  | 29.8 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1925 | 62  | 47  | 75.8  | 224 | 183 | 81.7  | 59  | 33  | 55.9  | 56  | 53  | 94.6  | 88  | 83  | 94.3  | 134 | 41  | 30.6 | 219 | 50  | 22.8 | 603 | 85  | 14.1 | 57  | 14  | 24.6 | 110 | 21  | 19.1 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1926 | 86  | 49  | 57.0  | 83  | 73  | 88.0  | 37  | 22  | 59.5  | 14  | 13  | 92.9  | 50  | 49  | 98.0  | 220 | 54  | 24.5 | 532 | 211 | 39.7 | 363 | 104 | 27.2 | 81  | 22  | 27.2 | 109 | 16  | 14.7 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1927 | 11  | 54  | 48.6  | 136 | 113 | 83.1  | 80  | 35  | 43.8  | 44  | 36  | 81.8  | 54  | 40  | 74.1  | 216 | 64  | 29.6 | 577 | 211 | 36.6 | 608 | 107 | 17.7 | 112 | 22  | 19.6 | 102 | 17  | 16.7 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1928 | 108 | 82  | 75.9  | 118 | 101 | 85.6  | 36  | 22  | 61.1  | 41  | 37  | 90.2  | 27  | 24  | 88.9  | 320 | 109 | 34.1 | 810 | 465 | 57.4 | 969 | 260 | 26.8 | 103 | 7   | 6.8  | 216 | 11  | 5.1  |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1929 | 154 | 50  | 32.5  | 151 | 68  | 45.0  | 37  | 18  | 48.6  | 35  | 12  | 34.3  | 24  | 14  | 58.3  | 320 | 30  | 9.4  | 489 | 174 | 35.6 | 627 | 245 | 39.0 | 71  | 17  | 23.9 | 128 | 17  | 13.3 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1930 | 90  | 76  | 84.4  | 147 | 139 | 94.6  | 50  | 48  | 96.0  | 18  | 17  | 94.4  | 17  | 17  | 100.0 | 340 | 65  | 19.1 | 469 | 134 | 28.6 | 627 | 183 | 29.2 | 46  | 13  | 28.3 | 67  | 15  | 22.4 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1931 | 51  | 33  | 64.7  | 134 | 119 | 88.8  | 29  | 20  | 69.0  | 9   | 9   | 100.0 | 5   | 5   | 100.0 | 479 | 164 | 34.2 | 366 | 43  | 11.7 | 551 | 157 | 10.3 | 28  | 6   | 21.4 | 76  | 1   | 1.3  |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1932 | 10  | 3   | 30.0  | 83  | 45  | 54.2  | 29  | 1   | 3.4   | 8   | 2   | 25.0  | 13  | 3   | 23.1  | 353 | 68  | 19.3 | 384 | 36  | 9.4  | 507 | 65  | 12.8 | 20  | 1   | 5.0  | 63  | 1   | 1.6  |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1933 | 137 | 78  | 56.9  | 62  | 50  | 80.6  | 26  | 12  | 46.2  | 14  | 10  | 71.4  | 23  | 13  | 56.5  | 347 | 86  | 24.8 | 389 | 13  | 3.3  | 350 | 104 | 29.7 | 13  | 2   | 15.4 | 46  | 4   | 8.7  |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1934 | 193 | 79  | 40.9  | 88  | 83  | 94.3  | 18  | 12  | 66.7  | 18  | 10  | 55.6  | 13  | 13  | 100.0 | 291 | 87  | 29.9 | 329 | 30  | 9.1  | 319 | 51  | 16.0 | 15  | 2   | 13.3 | 54  | 6   | 11.1 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1935 | 206 | 203 | 98.5  | 89  | 87  | 97.8  | 55  | 53  | 96.4  | 22  | 16  | 72.7  | 11  | 9   | 81.8  | 284 | 92  | 32.4 | 321 | 17  | 5.3  | 299 | 153 | 51.2 | 22  | 2   | 9.1  | 69  | 12  | 17.4 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1936 | 154 | 143 | 92.9  | 81  | 66  | 81.5  | 34  | 25  | 73.5  | 28  | 20  | 71.4  | 10  | 10  | 100.0 | 247 | 87  | 35.2 | 309 | 53  | 17.2 | 595 | 235 | 39.5 | 23  | 3   | 13.0 | 72  | 10  | 13.9 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1937 | 124 | 111 | 89.5  | 146 | 127 | 87.0  | 27  | 11  | 40.7  | 32  | 12  | 37.5  | 2   | 1   | 50.0  | 272 | 113 | 41.5 | 348 | 65  | 18.7 | 440 | 147 | 33.4 | 23  | 8   | 34.8 | 61  | 13  | 21.3 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1938 | 79  | 78  | 98.7  | 98  | 92  | 93.9  | 34  | 29  | 85.3  | 15  | 10  | 66.7  | 5   | 4   | 80.0  | 290 | 123 | 42.4 | 360 | 60  | 16.7 | 579 | 270 | 46.6 | 13  | 2   | 15.4 | 56  | 19  | 33.9 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1939 | 62  | 59  | 95.2  | 300 | 264 | 88.0  | 24  | 21  | 87.5  | 15  | 14  | 93.3  | 9   | 4   | 44.0  | 500 | 164 | 32.8 | 396 | 115 | 29.0 | 621 | 348 | 56.0 | 20  | 13  | 65.0 | 66  | 22  | 33.3 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |
| 1940 | 57  | 53  | 93.0  | 513 | 426 | 83.0  | 8   | 6   | 75.0  | 19  | 16  | 84.2  | 10  | 10  | 100.0 | 507 | 171 | 33.7 | 271 | 67  | 24.7 | 603 | 205 | 34.0 | 8   | 3   | 37.5 | 66  | 25  | 37.9 |     |  |    |    |     |  |    |    |     |  |    |    |     |

注『文部省年報』（各年度）より作成

### 三 「小学校教員検定等二関スル細則」以前

#### (一) 長野県小学師範学校規則

一八七九（明治一二）年八月八日、乙第一二七号により「長野県小学師範学校規則」が制定され、「通則」の第二章 仮設法（全五条）により「師範学校ニ於テ修業セサル者」でも「管下小学教員志願ノモノハ第六号書式試験願書ヲ出サシメ臨時試験ヲナス」とされた（第三条）六。出願方法に関しては、「第六号書式試験願書」提出が求められていた。第六号書式は、志願者が「長野県師範（本支）校」宛てに試験実施を求めたものであった。

試験実施回数・時期に関しては、「臨時試験ノ期ハ毎年二月七月ノ二期トス」とされ、年二回（二、七月）とされた（第三条）。

試験科目に関しては、師範学校教員の学科課程にもとづくこととされたが、「仮卒業証」附与には「必ず授業法ヲ講習」しなければならぬとされた（第四条）。

検定方法・合否判定基準、検定手数料は記されていない。

なお、「第二章 仮設法」は「学事諸則」制定の前日、すなわち一八八〇（明治一三）年三月一六日に乙第二三三号により廃止された。仮設法は「学事諸則」に継承されたと考えられる。

#### (二) 学事諸則

一八八〇（明治一三）年三月一七日、乙第二四号により「学事諸則」（全三章一六条）が制定された。「第一章 公立小学教員ノ事」において「師範学科卒業ノ証ヲ有セスシテ県下公立小学教員志願ノモノノ左ノ科目ヲ以テ其學術ヲ試験スヘシ」と規定している（第三条）八。

出願方法に関しては、県下公立小学校志願者は試験期日前月に「第一号書式」申請書を提出することとされた（第三条）。第一号書式は、「長官」宛てに族籍、氏名を記し、学力試験受験を志望することが記されることになっていた。この時期は公立小学校教員「結約」時に第二号書式により学務委員、戸長等による人物証明を行うことになっていた（第五条）。

試験実施回数・時期は、年四回（二、五、八、十一月）とされた（第三条）。科目は、読物、理学、化学、生理、地理、歴史、作文、算術、習字、画学、修身とされた（第三条）。

可否判定基準、手数料は明記されていない。「学事諸則」制定後に「長野県小学校師範学校規則」が改められており、師範学校入学者でない者に対する卒業証書授与に関しても規定されたが、可否判定基準、手数料は記されていない<sup>九</sup>。

### （三）小学校教員免許状授与規則

一八八二（明治一五）年二月一日、甲第八号により「小学校教員免許状授与規則」（全一〇条）が制定された<sup>二〇</sup>。同規則において「官立公立師範学校ノ卒業証書ヲ有セスシテ本県下小学校教員タランコトヲ欲シ其免許状ヲ請フ者アレハ本県師範学校ニ於テ之ヲ試験」することとされた（第一条）。

出願方法に関しては、免許状申請者は、「書式第三号ノ願書ニ第四号ノ履歴書ヲ添へ県庁へ差出す」こととされた（第三条）。「第三号書式」の「教員学力試験願」は県令宛てに二名の学務委員が「本人従来ノ行状等取糾処不都合ノ廉無之」ことを証明することになっていた。

試験実施回数・時期は、年二回（三、九月）、定期に試験を行うこととされた（第二条）。

科目は、修身、読書、習字、算術、地理、歴史、図画、生物、博物、物理、化学、幾何、代数、経済、記簿、教育学が「初等」、「中等」、「高等」に分けて示された（第一〇条）。

可否判定基準、手数料は明記されていない。

試験用図書が明記されている科目もあり、例えば「教育学」に関しては「村岡範為馳訳／平民学校論略」（初等・中等・高等いずれも同じ）が掲げられている。

### （四）免許状授与規則改定

一八八三（明治一六）年六月一八日、甲第三六号により、試験科目が改められた<sup>二一</sup>。試験科目に「本邦法令」、「心理」、「学校管理法」、「実地授業法」が加えられ、「教授ニ足ル学力アル者」と判断された者には一、二カ月の「実地授業法体操等ヲ講習」することとされた（第一条）。

なお、同改定において「小学校教員学力試験科目」とは別に「小学校教員学力試験用書表」が掲げられるようになった。

### （五）小学校教員検定試験細則

一八八六（明治一九）年一月一〇日、文部省令第一二号小学校教員免許規則第一六条にもとづき、県令甲第二七号により「小学校教員検定試験細則」（全六条）が制定された<sup>二二</sup>。

出願方法に関しては、「試験ヲ請フモノ」は毎年四月二〇日までに「願書」、「履歴書」を郡役所経由にて県庁へ提出することとされた（第二条）。願書に関しては「試験願書式」が定められ、受験者は戸長による「品行」証明を受けることになっていた。

試験実施回数・時期に関しては、年一回（五月）、師範学校にて行う

こととされた(第一条)。

試験科目、合否判定基準は記されていない。

検定手数料に関しては、「出願人ハ手数料金壹円ヲ願書ニ添テ納ムヘシ」とされ、一円とされた(第三条)。

ここでは細則名に「小学校教員検定」が含まれていることに着目しておきたい。これまで検討した限りでは「小学校教員検定等二関スル規則」制定以前に「小学校教員検定」という語を含んだ関係規則を制定した府県は存在しないからである。

#### 四 「小学校教員検定等二関スル規則」期

##### (一) 小学校教員検定等二関スル規則

一八九二(明治二五)年二月五日、一八九一年文部省令第一九号「小学校教員検定等二関スル規則」にもとづき、県令第七号により「小学校教員検定等二関スル規則」(全一八条)が制定された<sup>二三</sup>。

出願方法に関しては、出願者は「検定願書」、「履歴書」、「体格書」を「郡長ヲ經由シテ県知事ヘ差出スヘシ」とされた(第二条)。「検定願書」に関しては「検定願書式」が定められ、族籍、氏名のほか、町村長による「品行」証明を受けることになっていた(第一条)。

試験実施回数・時期に関しては、甲種検定は「其出願者アル毎」とされ、乙種検定に関しては、正教員は毎年一回(五月)、尋常師範学校内で行われ、准教員は長野町、松本町の二カ所で行われ、実施期日はその都度、告示することとされた(第一条)。

試験科目は尋准では図画、音楽、体操が課されていない。高准(男)では欠くことができた図画、体操が課され、音楽は課されていなかった。

高准(女)では欠くことができた図画が課され、音楽、体操は課されていないかった。尋本正では図画、音楽を欠き、高本正(男)では音楽、高本正(女)は体操を欠くこととされた(第三一〇条)。

合否判定基準は、「学力ノ試験ハ各学科共一百点ヲ以テ定点点トシ其六十点以上ヲ得タル者ニ就テ之ヲ検定ス」とされ、各学科百点満点とし六〇点以上で検定の対象となることとされた。ただし、「二学科目以内ニ限り六十点ニ満たサルモ総約点六十点以上得タルモノハ検定ノ部ニ加フルコトアルヘシ」とされ、六〇点以下の科目が二学科以内であれば検定対象となり得ることとされた(第一条)。

検定手数料に関しては、正教員検定は一円、准教員検定は五〇銭とされ、出願時に納付することとされた(第二条)。

##### (二) 細則改定(明治三五)

一八九二(明治二五)年八月八日、県令第五四号により細則の一部が改定され、試験科目が「修身」に改められた(第三一五条)<sup>一四</sup>。

##### (三) 細則改定(明治二六)

一八九三(明治二六)年八月一六日、県令第四〇号により細則の一部が改定され、高等小学校専科准教員の試験科目に「裁縫」が追加された(第六条)<sup>一五</sup>。

##### (四) 試験用書告示

一八九四(明治二七)年三月一四日、県告示第二八号により「小学校教員試験用書」が提示された<sup>一六</sup>。同告示では、「尋常小学校本科准教員ノ部」「尋常小学校本科正教員ノ部」「高等小学校本科准教員ノ部」「高

表3 試験用図書告示一覧

| No. | 年    | 月    | 日  | 告示番号 | 備考    |                 |
|-----|------|------|----|------|-------|-----------------|
| 1   | 1894 | 明治27 | 3  | 14   | 告示28  |                 |
| 2   | 1897 | 明治30 | 5  | 12   | 告示86  |                 |
| 3   | 1901 | 明治34 | 4  | 30   | 告示124 |                 |
| 4   | 1903 | 明治36 | 6  | 12   | 告示140 |                 |
| 5   | 1905 | 明治38 | 3  | 3    | 告示32  |                 |
| 6   | 1906 | 明治39 | 3  | 9    | 告示58  |                 |
| 7   | 1908 | 明治41 | 6  | 2    | 告示177 |                 |
| 8   | 1910 | 明治43 | 4  | 12   | 告示165 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 9   | 1912 | 明治45 | 2  | 2    | 告示29  | 『長野県教育史』掲載無し    |
| 10  | 1914 | 大正3  | 9  | 11   | 告示307 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 11  | 1915 | 大正4  | 5  | 7    | 告示149 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 12  | 1916 | 大正5  | 6  | 30   | 告示229 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 13  | 1919 | 大正8  | 11 | 21   | 告示532 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 14  | 1910 | 大正9  | 4  | 30   | 告示179 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 15  | 1923 | 大正12 | 12 | 28   | 告示618 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 16  | 1926 | 大正15 | 3  | 26   | 告示173 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 17  | 1932 | 昭和7  | 8  | 18   | 告示511 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 18  | 1933 | 昭和8  | 6  | 26   | 告示478 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 19  | 1935 | 昭和10 | 2  | 12   | 告示81  | 『長野県教育史』記載無し    |
| 20  | 1936 | 昭和11 | 4  | 13   | 告示262 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 21  | 1937 | 昭和12 | 4  | 15   | 告示314 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 22  | 1939 | 昭和14 | 3  | 20   | 告示183 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 23  | 1941 | 昭和16 | 7  | 7    | 告示575 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 24  | 1944 | 昭和19 | 5  | 21   | 告示241 | 『長野県教育史』記載無し    |
| 25  | 1946 | 昭和21 | 7  | 4    | 告示305 | 廃止、『長野県教育史』記載無し |

注.筆者が『長野県報』（長野県立歴史館所蔵分）を調査し作成した。

等小学校本科正教員ノ部」の四部に分けて試験用書が示された。最上位に位置づく「高等小学校本科正教員」に関しては、「長野県尋常小学校教科用図書二同ジ」とされ、書名等の書誌情報は明示されなかった。以後、試験用図書が告示として通知されるようになった。その後の試験用図書告示は表三のとおりである。

#### (五) 細則改定 (明治二八)

一八九五(明治二八)年七月一日、県令第一八号により細則の一部が改定された。同改定では長野県尋常師範学校小学校教員講習科終了者の出願方法(願書は講習済証書取得時に提出すること)、検定方法(臨時に試験を行うこと)が規定されるとともに、乙種検定の実施時期・場所が左記のように改められた(第一、二条)。

(旧) 正教員 毎年五月一日より

尋常師範学校内

准教員 期日並試験場ハ其都度告示

長野町、松本町

(新) 正教員 毎年一月二一日より

尋常師範学校内

高等小学校本科准教員、専科准教員

毎年二月七日より

尋常師範学校内

尋常小学校本科准教員

毎年二月七日より

尋常師範学校、尋常中学校

#### (六) 細則改定 (明治三二)

一八九八(明治三二)年九月二〇日、県令第四八号により細則の一部が改定された。同改定では試験期日が左記のように改められるとともに(第一条)、「学力試験」の「成績優良」証明書授与に関する規定が新たに設けられた(第一九条)。

(旧)

(新)

正教員 毎年五月一日 ↓ 毎年二月七日

准教員 其都度告知 ↓ 毎年一月一日

#### (七) 細則改定 (明治三三)

一八九九(明治三三)年一月一〇日、県令第二号により細則の一部が

改定され、師範学校本科だけでなく、第一種講習科修了生徒も出願は不要であり、学校長の申し立てにより検定を行うこととされた（第二五条）一九。

## 五 「小学校教員検定及免許状二関スル細則」期

### (一) 細則制定

一九〇〇（明治三三）年九月一日、県令第五八号により「小学校教員検定及免許状二関スル細則」（全一五条）が制定された<sup>二〇</sup>。

出願方法に関しては、「検定願書」、「履歴書」、「体格書」を「郡長ヲ經由シテ県知事ニ差出」すこととされた（第二条）。「検定願書」等の書式は定められているが、従来のように戸長が品行証明を行うことになつていない（第一条）。本県師範学校第三種教員講習科修了者は別に扱われ、同科修了者は講習済証書取得の際に試験検定願書を提出することとされた（第二条）。

試験実施回数・時期に関しては、無試験検定は「其出願者アル毎」に行い、試験検定は毎年各一回（正教員、准教員に分けられているが、いずれも一〇月実施）とされた。師範学校小学校教員講習科修了者には「試験検定」を行うが、同検定は「臨時之ヲ行フ」とされた。試験会場に関しては、正教員は師範学校、准教員は師範学校または松本中学校のいずれかとされた（第一条）。

試験科目に関しては、小学校令施行規則において小本正、小准試験で欠くことができることとされた図画が課され（第三、四、七条）、尋本正、尋准試験において音楽、裁縫が課されていた（第七条）。

合否判定基準は記されていない。

検定手数料は、正教員が一円五〇銭、准教員が七五銭とされ、出願時に納付することとされた（第一〇条）。正教員は五〇銭、准教員は二五銭増額された。

(旧) (新)

正教員 金一円 ↓ 金一円五〇銭  
准教員 金五〇銭 ↓ 金七五円

### (二) 細則改定（明治三三）

一九〇〇（明治三三）年一月二日、県令第七三号により、細則の一部が改定され、尋准試験科目に関し、理科を欠くことができるとし、女子にはさらに唱歌を欠くことができるとされた<sup>二一</sup>。

## 六 「小学校令及小学校令施行規則実施二関スル規程」期

### (一) 規程制定

一九〇一（明治三四）年三月六日、県令第一四号により「小学校令及小学校令施行規則実施二関スル規程」（全一五章一七四条）が制定され、小学校教員検定に関しては「第八章 小学校教員検定及免許状」においてそのあり方が規定された<sup>二二</sup>。

出願方法に関しては、「検定願書」、「履歴書」、「身体検査書」を「知事へ提出することとされた。その際、「市町村長」は「出願者ノ族籍氏名生年月日及小学校令施行規則第四百四条ニ該当ノ有無ヲ証明」することとされた。また無試験検定受験者に関しては、郡長が「無試験検定志願者ノ学力技能等ニ関スル意見ヲ具申」することとされた（第六五条、書式は第七六条）。同県師範学校第一、二種教員講習科修了者は「出願ヲ要セ

ス該学校長ノ申請ニ依リ試験検定ヲ行フ」とされ、出願不要とされた(第七二条)。

試験実施回数・時期に関しては、無試験検定は「出願者アル毎」に行うとされ、試験検定は毎年各一回(正教員が二月、准教員が一〇月)とされた。試験会場は正教員が県師範学校、准教員が県師範学校及び松本中学校とされた。このほか、同県師範学校小学校教員講習科修了者対象試験検定は「臨時之ヲ行フ」とされた(第六四条)。

試験科目に関しては、小学校令施行規則において小本正試験で欠くことができるとされた図画、体操(男)、音楽(女)(第六七条)小准試験で図画(第六八条)、尋本正試験において裁縫(第六九条)、尋准試験で理科が課された(第七〇条)。

合否判定基準は記されていない。

検定手数料は、正教員が一円五〇銭、准教員が七五銭とされ、変更なく維持された(第七三条)。

## (二) 規程改定(明治三五)

一九〇二(明治三五)年二月八日、県令第一〇号により規程の一部が改定された<sup>三三</sup>。同改定では、出願方法の提出書類に関して「身体検査書」が削除されるとともに(第六五、七六条)、臨時試験検定対象者には(小学校教員講習科修了者のほかに)「小学校教員ヲ養成スル目的ヲ以テ知事ノ指揮ヲ受ケ開設セル講習会ヲ修了シタル者」が加えられた(第六四、六六条)。

「小学校教員ヲ養成スル目的ヲ以テ知事ノ指揮ヲ受ケ開設セル講習会」に関しては、同月六日発出の「講習会ニ関スル準則」において当分は「郡市若ハ信濃教育会同部会日本体育会長野県支会等ニ於テ開設セル講習会

ノ外ハ指揮ヲ与ヘズ」とされ、特に「本科正教員ヲ養成スル目的ヲ以テ開設スル講習会ニ関シテハ其開設者ノ如何ニ拘ラズ指揮ヲ与ヘザル方針」であることが記されていた<sup>三四</sup>。『長野県統計書』(各年度)、『信濃教育会雑誌』(後継誌『信濃教育』含む)でも「教員養成講習会」と銘打った講習会は確認できなかった。知事が本科正教員養成を目的とした講習会開設を認めなかったことは、先行研究において取り上げられた府県では例がない。

## (三) 規程改定(明治三六・一回目)

一九〇三(明治三六)年一月二三日、県令第一号により既定の一部が改訂され、各種書式の「性年月」が「生年月日」に改められた(第六五、七一、七五、七六条)<sup>三五</sup>。

## (四) 規程改定(明治三六・二回目)

一九〇三(明治三六)年五月八日、県令第二三号により規程の一部が改定され、試験科目に関して小准試験で欠くことのできる科目に唱歌のほか、手工、農業、商業が追加された(第六八条)<sup>二六</sup>。

## (五) 規程改定(明治三七)

一九〇四(明治三七)年七月一二日、県令第二七号により規程の一部が改定された<sup>二七</sup>。

同改定では、出願方法に関して、小学校令施行規則第一〇七条第六号該当者の出願手続きが不要になるとともに、長野県師範学校小学校教員講習科修了者の試験検定出願に関して三種だけでなく同年新設された第五種小学校教員講習科修了生も第三種修了者と同一出願方法を採用

することが定められた(第六六条)。第五種は「小学校手工専科正教員ニ必須ノ学科ヲ講習スルモノ」であつた二八。

また長野県師範学校第一種、第二種小学校教員講習科修了者の試験檢定、及び長野県立小県甲種蚕業学校農業教員志望卒業生の無試験檢定は出願が不要となり、「該学校長」が「申請」することとされた(第七二条)。

このほか、手数料に関して「手数料ハ何等ノ事情アルモ」「還付セス」とされた(第七四条)。

### (六) 規程改定(明治三八)

一九〇五(明治三八)年三月三日、県令第六号により規程の一部が改定された二九。

出願方法に関して、第一次試験を、出願書類提出先とは異なる郡市役所にて受験する者に関する規定が追加された(第六五条)。

試験檢定願書提出期限が九月一〇日から八月末に早められた(第六六条)。また、出願を要しない者に関して、「県立小県蚕業学校農業教員志望生ニシテ卒業シタル者」が削除され、「本県内学校教員ニ従事スベキ義務ヲ有スル者」が挿入されるなどした(第七二条) 三〇。

試験檢定実施時期に関して、「第一次試験」、「第二次試験」に分けて行い、各試験で行う科目の種類が指定された(第六四条)。

(旧) 正教員、小准 本県師範学校内

尋准

本県師範学校・松本中学校

(新) 第一次試験 願書經由の郡市役所

小本正(教育、国語、数学)

尋本正(教育、国語、算術)

小准(修身、国語、算術、歴史、地理、理科)

尋准(修身、教育、国語、算術、歴史、地理、理科)

専正(普通ノ学力アリト認メラレサル者)

第二次試験 長野県師範学校

第一次試験で行わなかつた科目および「教育ノ一部」

ただし「国語ニ関シテハ口頭試験ヲ行フコトアルベシ」

試験科目に関して、小本正(男)試験において「農業、商業、手工三科目ノ内ノ一科目」選択するようになり、尋本正試験において図画、音楽が追加された(第六七、六九条)。

なお、同月六日には、無試験檢定に関する通牒が発出されている三一。後の檢定内規に相当するものであり、合格の要件が記されている。例えば、小本正の場合、該当者は、①「官立師範学校卒業生又ハ他府県立師範学校卒業生」、②「高等師範学校女子高等師範学校卒業生」、③「明治二十一年以前府県立師範学校高等師範学校卒業生」、④「他府県ニ於テ檢定ニ依リ小学校本科正教員免許状ヲ受得シ本県内ニ於テ一ヶ年以上小学校本科ノ教授ニ従事シタル者」、⑤「公立高等女学校本科修業年限四ヶ年以上補習科修業年限式ヶ年卒業生ニシテ在学中教育ヲ修メ二ヶ年以上小学校本科ノ教授ニ従事シタル者、但在学中教育ヲ修メザル者ハ四ヶ年以上小学校本科ノ教授ニ従事シタル者」、⑥「公立中学校卒業生ニシテ四ヶ年以上小学校本科ノ教授ニ従事シタル者」、⑦「尋常小学校本科正教員又ハ明治三十三年八月以前受得シタル小学校本科准教員免許状ヲ有シ」次の要件を満たした者、「年齢男子ハ三十歳以上女子ハ二十五歳以上」、「十ヶ年以上小学校ノ教育ニ従事シ校長又ハ高等小学校本科ノ教授

二三年以上従事シタル者」、「市町村立小学校教員加俸令第三条ニ依り年功加俸ヲ受クル者」、「不足学科補習ノ経歴アル者」、の七者が無試験検定の対象とされた。⑦は成績優良の場合に合格とされた。

(七) 規程改定 (明治四〇)

一九〇七 (明治四〇) 年三月十九日、県令第八号により規程の一部が改定され、第二次試験の試験開始日に関して、准教員の場合が一月〇二五日から同月二七日へ、正教員の場合が一月四日から同月五日へ改められた (第六四条) <sup>三三</sup>。

(八) 規程改定 (明治四一・一回目)

一九〇八 (明治四一) 年三月二日、県令第一五号により規程の一部が改定された <sup>三三</sup>。同改定は義務教育年限が四年から六年へ延長したことに伴うものとされる <sup>三四</sup>。

同改定では出願方法に関して、試験検定願書提出期日にかかわらず提出可能な者について規定した「小学校教員養成ノ目的ヲ以テ知事ノ指揮ヲ受ケ開設セル講習会」の下に「講習科又ハ」が挿入された。すなわち「小学校教員養成ノ目的ヲ以テ知事ノ指揮ヲ受ケ開設セル」講習科が設置されるようになった (第六六条)。また、出願書類のうち成績優良証明書の有効期限に関する記述が削除された (第七一条)。

試験検定科目に関して、小本正に「法制経済」が加えられ、「理科」が「博物物理化学」と改められた (第六七条)。小准 (男) では手工、農業、商業は「欠ク」ことが明記された (第六七条)。そのほか、尋本正・尋准試験科目に関する規定が削除された (第六九条)。

(九) 規程改定 (明治四一・二回目)

同年六月二日、県令第二五号により規程の一部が改定され、小本正 (女) 試験科目に「裁縫」が加えられた (第六七条) <sup>三五</sup>。

(一〇) 規程改定 (明治四三)

一九一〇 (明治四三) 年一月二九日、県令第四四号により規程の一部が改定された。

出願書類に関して、「願書經由ノ郡市役所以外」の郡市役所において第一次試験受験を志望する者は願書表面にその旨を朱書きするよう指示された (第六五条)。また、試験検定出願開始時期が毎年八月一日から七月一日へ変更されるなどした (第六六条) <sup>三六</sup>。

試験検定の小本正・尋本正第一次試験科目に「修身」が追加された (第六四条)。

(一一) 規程改定 (明治四五)

一九一二 (明治四五) 年二月一六日、県令第一号により規程の一部が改定された <sup>三七</sup>。

出願書類に関して、一九〇二 (明治三五) 年県令一〇号により一度削除された「身体検査書」が再び加えられるとともに (第六五条)、無試験検定志願者に関して郡長が副申すべきものに「性行」が加えられた (第七六条)。

無試験検定に関しては、前年 (明治四四) 一月、「無試験検定内規」が改正されていた <sup>三八</sup>。例えば、小本正の場合、該当者は、①「官立師範学校卒業者又ハ府県立師範学校卒業者」、②「高等師範学校女子高等

師範学校卒業者」、③「明治廿一年以前府県立師範学校高等師範学科卒業者」、④「他府県ニ於テ検定ニ依リ小学校本科正教員免許状ヲ受得シ小学校本科ノ教授ニ従事シタル者」、⑤「公立高等女学校本科修業年限四ヶ年以上補習科修業年限二ヶ年卒業者ニシテ在学中教育ヲ修メ二ヶ年以上小学校本科ノ教授ニ従事シタル者」、但在学中教育ヲ修メサル者ハ三ヶ年以上小学校本科ノ教授ニ従事シタル者」、⑥「公立中学校卒業者ニシテ三ヶ年以上小学校本科ノ教授ニ従事シタル者」、⑦「尋常小学校本科正教員又ハ明治三十三年八月以前受得シタル小学校本科准教員免許状ヲ有シ」、次の要件を満たした者、「年齢男子ハ三十歳以上女子ハ廿五歳以上」、「十ヶ年以上小学校ノ教育ニ従事シ校長又ハ高等小学校本科ノ教授ニ三ヶ年以上従事シタル者」、「市町村立小学校教員加俸令第三条ニ依リ年功加俸ヲ受クル者」、「不足学科補習ノ経歴アル者」、の七者が無試験検定の対象とされた。いずれも成績佳良の場合に合格とされた。

### (一一) 手数料収納に関する県令

一九二二(大正元)年八月九年、県令第二号により「小学校教員学力検定手数料等収納ニ関スル件」が定められた<sup>三九</sup>。

#### 長野県令第二号

小学校教員学力検定手数料等収納ニ関スル件左ノ通定ム

大正元年八月九日

長野県知事 千葉貞幹

- 一 小学校教員学力検定手数料及免許状書換並ニ再渡手数料ヲ納付セシトスル者アルトキハ町村長ハ収入役ヲシテ之ヲ受領セシメ遅滞ナク其金額氏名ヲ郡長ニ報告スヘシ

二 郡長ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ納入告知書ヲ町村長ニ発スヘシ

### (一二) 規程改定(大正元)

一九二二(大正元)年一月二二日、県令第二号により規程の一部が改定され、定期試験検定によらず試験検定に申請できる者に、「郡市長ノ特ニ稟申セル出願者」が加えられた(第六四条)<sup>四〇</sup>。すなわち臨時試験検定受験対象者が拡大された。

### (一四) 試験検定省略科目告示(大正二)

一九二二(大正二)年六月一三日、県告示第二二一号により「小学校教員検定試験ニ於テ普通ノ学力ヲ有スト認ムルモノ及ビ同試験ニ欠クベキ科目」が示された<sup>四一</sup>。

### (一五) 規程改定(大正二)

一九二二(大正二)年七月一日、県令第二七号により規程の一部が改定され、長野県「師範学校第三種小学校教員講習科修了尋常小学校准教員試験検定出願者は「副申」が不要とされた(第六五条)<sup>四二</sup>。

### (一六) 試験検定省略科目告示(大正三)

一九二四(大正三)年一〇月一六日、県告示第三五八号により試験検定省略科目が改められた<sup>四三</sup>。

専科正教員試験検定において「修身、国語、算術ニ関シ普通ノ学力アル者」に掲げられた「高等女学校技芸専修科卒業生」に関して「大正元年度以前」と限定されるとともに、新たに「実科高等女学校又ハ高等女学校ノ実科ノ課程ヲ修了シタルモノ」が追加された。

また試験検定の欠くべき科目(省略科目)の規定に関して、①公立高

等女学校本科補習科卒業生は修業年限二か年から一年以上に改められるとともに、②実科高等女学校または高等女学校実科教科修了者の尋本正試験受験に際し「教育 地理 歴史 理科」試験ヲ行ヒ其ノ他ノ科目ノ試験ヲ欠ク、③実科高等女学校または高等女学校実科教科修了後同校補習科修業一年以上ノ課程修了者の小本正試験受験に際し「教育 地理 歴史 理科及樂器使用ニ関シ試験ヲ行ヒ其ノ他ノ科目ノ試験ヲ欠ク」こととされた。④「本県師範学校小学校教員講習科」修了生の小本正試験受験に關しては、従來は「小学校教員第一種講習科修了生」だけであつたものが「第二種講習科並びニ明治三十八年度以前本県師範学校小学校教員第一種講習科修了生」も加えられた。

## 七 「小学校令及小学校令施行規則実施ニ関スル規程」(二九一四)

### (一) 規程制定

一九一四(大正三)年一月二八日、県令第四〇号により「小学校令及小学校令施行規則実施ニ関スル規程」(全一五章一五五條)の全部が改められた。小学校教員検定に關しては、「第八章 小学校教員ノ検定及免許狀」において規定された<sup>四四</sup>。

出願方法に關しては、出願者は「検定願書」、「履歷書」、「身体検査書」を知事に提出することとされている。提出に際しては、市町村長が小学校令施行規則第一〇四條に該當するか否かを証明するとともに、郡長が無試験検定出願者に關して学力、技能、性行について、試験検定出願者に關して性行について意見具申することとされた。ただし、長野県立学校小学校教員講習科修了者等は副申不要とされた。そのほか、小学校令施行規則第一〇七号第六号(其ノ他府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタ

ル者)該当者は出願自体が不要とされた(第五四、五五、五六條)。なお、『長野県教育史』、『長野県史』では出願書類の書式が省略されているが、『長野県報』を確認したところ、これらの書式に人物評価に關する記入欄はなかつた。

検定実施回数・時期に關しては、無試験検定は隨時、試験検定は年一回とされた。長野県立学校小学校教員講習科修了者、郡市長「特ニ稟申セル出願者」等は定期試験検定の規定にかかわらず実施することとされた(第五四條)。

試験科目に關しては、小本正で農業、商業、手工の内の一科目が課され、小准でも図画、音楽が課された。(第五七、五八條)

合否判定基準は記されていない。

検定手数料は、正教員が一円五〇錢、准教員が七五錢とされ(第六一條)、変更なく維持された。

### (二) 規程改定 (大正六)

一九一七(大正六)年一月一九日、県令第三号により「第八章」が大幅に改められ、章名も「小学校教員検定及免許狀」に改められた。

変更点は、検定実施回数・時期に關して、「定期試験検定」だけでなく「臨時」に行う「臨時試験検定」が明記された(第五五條)。小学校教員講習科修了者等は臨時試験検定対象者であることが記された。なお、『長野県教育史』、『長野県史』では出願書類の書式が省略されているが、『長野県報』を確認したところ、これらの書式に人物評価に關する記入欄はなかつた。

そのほか、着目すべき変更点として、「正教員養成ノ為メ知事ノ指揮ヲ受ケテ設立セル学校又ハ講習会等ノ修了者」以外は一ヶ年以上の教職

従事経験がなければ、小本正、尋本正検定に出席できないことが定められたことがあげられる（第五七条）。

検定手数料も左記のように正教員が五〇銭、准教員が二五銭増額された（第六一条）。

(旧) (新)  
正教員 金壹円五〇銭 ↓ 金貳円  
准教員 金七五銭 ↓ 金壹円

なお、同月、「小学校教員検定内規」が改正されており、合否判定基準に関して、「試験検定内規」において本科正教員及び准教員は「各試験科目四十点以上総約点五十点以上」であり、そのうち教育科は「教育学科並ニ教育実習トモ各定点ノ二分ノ一」を得点することが求められた。専科正教員は「当該学科目ノ成績六十点以上教育四十点以上」を得点することが定められていた<sup>四五</sup>。

「小学校教員検定内規」には「無試験検定内規」も含まれていた。例えば、小本正の場合、該当者は、①「高等師範学校女子高等師範学校卒業業者」、②「明治二十一年以前府県立師範学校高等師範学校卒業業者」、③「高等女学校本科修業年限四ヶ年以上卒業後補習科修業年限一ヶ年以上修了者ニシテ六ヶ年以上小学校本科ノ教授ニ従事シタル者又ハ高等女学校修業年限四ヶ年以上卒業業者ニシテ七ヶ年以上小学校本科ノ教授ニ従事シタル者」、④「中学校卒業業者ニシテ六ヶ年以上小学校本科ノ教授ニ従事シタル者」、⑤「尋常小学校本科正教員又ハ明治三十三年八月以前受得シタル小学校本科准教員免許状ヲ有シ」「尋常小学校本科正教員免許状ヲ有シ五ヶ年以上小学校ノ教育ニ従事シ年齢男子ハ四十歳以上女子ハ三十五歳以上数学理科補習ノ経歴アル者」とされた。いずれも成績優良

の場合に合格とされた。

### (三) 試験検定省略科目告示（大正六）

一九一七（大正六）年一月一九日、告示第一二号により試験検定校種別免除科目が改定された。従来、科目免除は「公立中学校」「公立高等女学校」と公立に限定されていたが、同改定により「公立」の二文字が削除された。

新たに実科高等女学校及び高等女学校実科卒業後同校補習科（修業年限一か年以上）修了者の専正試験検定に関する項目が追加され、「教育ノ大要及受験科目ニ附帯セル教授法ノミ行ヒ其ノ他ノ科目ノ試験ヲ欠ク」とされた。

### (四) 規程改定（大正一〇）

一九二一（大正一〇）年七月一日、県令第五十七条により規程の一部が改められ、履歴書書式が改められた（第六四条）<sup>四六</sup>。ただし筆者が確認した限りでは「書式ハ末尾ニ附ス」と記されているが、県令末尾に書式は掲載されていなかった<sup>四七</sup>。落丁であろうか。

### (五) 規程改定（大正二三）

一九二四（大正一三）年二月一五日、県令第八号により規程の一部が改定された<sup>四八</sup>。

臨時試験対象者であった小学校教員講習科修了者、「郡市長ニ於テ適任ト認メ特ニ稟申セル出願者」が削除され、新たに「本県設置ノ教員講習所」が加えられた。また「小学校教員養成ノ目的ヲ以テ知事ノ指揮ヲ受ケテ設置セル」学校または講習会等は、「知事ノ指定シタル学校若ク

ハ講習会等ニ於テ所定ノ学科ヲ修了シタル者」に改められ、講習会の目的規定が削除された（第五五条）。すなわち、郡市長の権限が認められなくなるとともに知事の指導性が弱くなった。また、「本県設置ノ教員講習所又ハ講習会」修了者は出願不要とされ、「当該管理者」が申請することとされた（第六八条）。

そのほか、小本正・尋本正試験検定受験に際して求められていた一年以上の教職従事経験に関する規定が削除された（第五七条）。

なお、同月、一月に「小学校教員無試験検定内規」が相次いで改正されていた<sup>四九</sup>。例えば、小本正の場合、一月・内規において、①「中学校又ハ高等女学ノ卒業者、専門学校入学者検定規程第三条ノ試験検定ニ合格シタル者及同規程第八条第一号ニ依リ専門学校入学ニ関シ（各専門学校ニ通スルモノニ限ル）指定セラレタル者」で「正教員勤務三ヶ年以上」であり、且つ「教育科」の「学力補習ノ経歴」があることを要件とし、この要件を満たした者に無試験検定を「行ヒ其成績佳良ナル者」が合格とされた。②また、「尋常小学校本科正教員又ハ小学校准教員免許状受領ノ後五ヶ年以上小学校ノ教育ニ従事シ現ニ其ノ職ニ在ル者」であり、小本正試験科目とその程度に準じ補習経歴を有することを要件とし、この要件を満たした者に無試験検定を「行ヒ其ノ成績特ニ優秀ナル者」が合格とされた。一月・内規では、③「中学校又ハ高等女学校ノ卒業者、専門学校入学者検定規程第三条ノ試験検定ニ合格シタル者」も加えられ、中学校卒業者等と同様に扱われた。

#### （六）試験検定省略科目告示（大正二三）

一九二四（大正二三）年二月五日、県告示第六七三号により欠くこ

とができる科目が提示された<sup>五〇</sup>。

同告示では、専正試験の「修身国語算術ニ関シ普通ノ学力アルモノ」に「実業学校卒業者」、「通年制実業補習学校ヲ卒業シタルモノ」が新たに加えられた。そのほか「農業学校（専門学校入学者検定規程第八条第一号ニヨリ指定セラレタルモノニ限ル）男子卒業者」の小本正、尋本正、専正試験検定省略科目が新たに加えられた。

#### （七）規程改定（大正二四・一回目）

一九二五（大正二四）年六月二日、県令第四一号により規程の一部が改定された<sup>五一</sup>。

願書出願期限に関して、従来は教員種別にかかわらず出願開始日は四月一日であったが、同改定により准教員及び専科正教員への出願は六月一日へと改められた（第五五条）。そのほか願書書式、成績佳良証明書書式等から「学業欄」が削除されるなどした（第五九、六四条）<sup>五二</sup>。

#### （八）試験検定省略科目告示（大正二四）

一九二五（大正二四）年一月六日、県告示第五八三号により試験検定省略科目が提示され、長野臨時教員講習所卒業生（一九二五年度以後）は小本正試験受験に際し教育科を省略することとされた<sup>五三</sup>。

#### （九）規程改定（大正二五・一回目）

一九二六（大正二五）年五月二日、県令第四六号により規程の一部が改定された<sup>五四</sup>。小准試験科目に関して、従来は科目に「男子ニ在リテハ」と性別が付されていたが、同改定により性別が削除された（第六四条）。なお、同年四月に小学校令施行規則が改定され、小准試験科

目規定も改められているが、性別に関する変更はない。同改定は長野県の判断によるものと考えられる。

(一〇) 規程改定 (大正一五・二回目)

同年七月一日、県令第七六号により規程の一部が改定された<sup>五五</sup>。

出願方法に関して、願書等は市町村を經由して提出するよう明記されるとともに、中等学校卒業者はその証明書、教員免許状受領者はその写しを提出するよう求められた。また教員免許状、成績優良証明書に関して「他府県ヨリ下附セラレタルモノニ在リテハ其ノ府県ノ証明書」も添えるよう追記され、厳格化された(第五七条)。

試験検定実施日が左記のように改められるとともに、出願開始日もそれに伴い改められた(本科正教員が四月一日から五月一日へ、准教員・専科正教員が六月一日から二月一日へ)(第五四、五五条)。

(旧) (新)

|       |       |   |       |
|-------|-------|---|-------|
| 小本正   | 六月二日  | ↓ | 七月二日  |
| 尋本正   | 六月二六日 | ↓ | 七月二七日 |
| 小准・尋准 | 八月二〇日 | ↓ | 三月二五日 |
| 専正    | 八月二五日 | ↓ | 三月二九日 |

(一一) 試験検定省略科目告示 (大正一五)

一九二六(大正一五)年一月二三日、県告示第七〇四号により試験検定省略科目が提示された<sup>五六</sup>。

同告示では、専正試験の「修身、国語、算術ニ関シ普通ノ学力アルモノ」に掲げられていた実業補習学校卒業者に関して、「通年制実業補習学校ヲ卒業シタルモノ」から「授業日数二百日以上ノ公立実業補習学校

ニ於テ後期ニケ年以上ノ課程ヲ卒業シタル者」へと要件が改められた。

(一二) 規程改定 (大正一五・三回目)

同年二月二三日、県令第一二九号により規程の一部が改定された<sup>五七</sup>。

出願に際して一度は出願者の「性行」調査に関する規定が削除されたが、同改定により復活し、教員免許状所有の在職者に関して学校長が出願者の性行を意見具申すること、などが規定された(第五七条)<sup>五八</sup>。成績優良証明書、免許状の書式も改められた(第六三、六四条)。そのほか、臨時試験検定出願に関して、従来は出願期限を告示することが明記されていたが、該当箇所が削除され、臨時試験検定施行はその都度、告示されることになった(第五五条)。

小本正試験科目の科目名も「国語、漢文」は「国語及漢文」へ、「算術」は「数学」へ、「物理、化学」は「物理及化学」へと改められた(第五六条)。

(一三) 卒業証明書書式告示

一九二七(昭和二)年一月一〇日、県告示第七号により卒業証明書書式が規定された<sup>五九</sup>。

長野県告示第七号

大正三年十一月長野県令第四十号小学校令及小学校令施行規則実施ニ関スル規程第五十七条第三号ニ依ル学校長ノ卒業ニ関スル証明書様式左ノ通定ム

卒業証明書

氏名

生年月日

右ハ 年 月 日 本校(科)ノ(期)(入学資格) 学年ニ  
 入学シ 年 月 日 全科(授業日数毎学年二百日以上ノ修業年限  
 ケ年)ヲ卒業シタル者ナルコトヲ証明ス

何々々校長 氏名 印

## (一四) 高女専攻科卒業生への試験検定による小本正免許状附与

一九二七(昭和二)年三月、長野高女、松本高女、上田高女専攻科卒業生に対して試験検定により小本正免許状附与することとされた<sup>六〇</sup>。  
 『長野県教育史』では次のように記されている。

全国的に専攻科設置例が少なく、例年入学者が千人前後の状況において長野県の占める比重は大きい、全般に低調であることは否めず、特に初期の卒業生率が著しく低い。(中略)就職難のさなかの昭和二年三月に初の卒業生を出す寸前まで、教員免許取得上の資格問題の決着がつかず、動揺が大きかったことも退学者増大の一因になっている。結局、第一回卒業生には試験検定で小学校本科正教員の免許が与えられ：

この記述は、『長野県女子専門学校長野県短期大学五十年史』を典拠としているが、『長野県報』に関連する記事が掲載されていた。一九二七(昭和二)年二月一七日、県告示第九七号には、高女専攻科卒業生に対して教授法のみ試験を行い、その他の試験科目を免除することが記されていた。詳細は次のとおり<sup>六一</sup>。

長野県告示第九十七号

小学校教員試験検定ニ於テ欠クコトヲ得ヘキ科目及小学校専科正教員試験検定ニ於テ普通ノ学力ヲ有スト認ムル者ニ関スル大正十五年告示第七百四号中第二号ニ左ノ一項ヲ加フ

本県立高等女学校ノ専攻科ヲ卒業シタル者ニシテ小学校本科正教員ノ試験検定ヲ出願スル者ハ教授法ニ関スル試験ヲ行ヒ其ノ他ノ試験ヲ欠ク

昭和二年二月十七日

長野県知事 高橋守雄

## (一五) 規程改定(昭和二)

一九二七(昭和二)年四月二十八日、県令第二九号により規程の一部が改定された<sup>六二</sup>。同改定では、手数料を「振替貯金口座(名義長野県学務部口座番号長野五五参五番)」に払い込むよう新たに定められた(第六二条)。

## (一六) 規程改定(昭和三・一回目)

一九二八(昭和三)年一月二三日、県令第六号により規程の一部が改定された<sup>六三</sup>。

試験検定実施日が左記のように改められるとともに(第五四条)、出願期限を規定した第五五条が削除され、出願期限が明記されなくなった。

(旧)

(新)

小本正 七月二日 ↓ 七月下旬ヨリ八月

尋本正 七月二七日 ↓ (右同)

小准・尋准 三月二五日 ↓ 三月下旬

専正 三月二九日 ↓ (右同)

(横三寸)

(表題) 様式第一号 小学校本科正教員試験検定願

|       |  |       |    |     |       |
|-------|--|-------|----|-----|-------|
| 男女別   | ※  | 氏名    | ※  | 受番号 | ※     |
| 生年月日  | ※  | 受験地   | ※  | 受験地 | ※     |
| 出願年月日 | ※  | 手続数取印 |    |     |       |
| 本籍地   | ※  |       |    |     |       |
| 現住地   | ※  |       |    |     |       |
| 職歴    | 学卒校業   | ※     | 卒年 | ※   | 年 月 日 |
|       | 職業其他   | ※     |    |     |       |
| 身体検査  | 本出願者本籍氏名生年月日相違無之且小学校令施行規則第百四條ノ各号ニ該当セザルコトヲ証明ス<br>昭和 年 月 日 |       |    |     |       |
| 身分証明  |  |       |    |     |       |

(縦五寸)

注 意

- 本票ハ折ルヘカラス
- ※印アル欄ノ外記入ヲ要セス (但佳良証明受得セル科目ハ空欄ノコト)
- 履歴ハ各出願セル検定ニ直接関係アル事項ノミ記載スヘシ  
尚卒業学校ハ最終卒業ノ学校者 (裏面注意)
- ペン書。数字ハ総テ算用数字ノコト

そのほか、願書書式などを規定した条文が第五七条に集約、簡略化され、「検定出願者ハ左記所定ノ様式ニヨル願書用紙ニ必要事項ヲ記入シ期日迄ニ当庁ニ差出スヘシ」とだけ記された(第六四條削除)。願書は試験検定用と無試験検定用の二種が用意され、試験検定用は免許種ごとに用意された。願書には「身分証明」も含まれ、願書裏面は「成績表」となっており、佳良証明年月日や点数も記入するよう指示されていた。試験検定小本正用願書書式は左記のとおり。筆者はこれまでここにまで詳細に記入を求めた願書書式をみたことがない。

(裏面) 小正 成績表 (農業者 商業科 手工)

| 氏名  | 受 験 地 |         |     | 番 号  |         |     |
|-----|-------|---------|-----|------|---------|-----|
|     | 科目    | 佳良証明年月日 | 点 数 | 科目   | 佳良証明年月日 | 点 数 |
| 身 修 | 習 字   |         |     | 習 字  |         |     |
|     | 法制経済  |         |     | 法制経済 |         |     |
|     | 理 論   |         |     | 理 論  |         |     |
| 教 育 | 実地    |         |     | 実地   |         |     |
|     | 平均    |         |     | 平均   |         |     |
|     | 家事    |         |     | 家事   |         |     |
| 国 語 | 理論    |         |     | 理論   |         |     |
|     | 実地    |         |     | 実地   |         |     |
|     | 平均    |         |     | 平均   |         |     |
| 漢 文 | 理論    |         |     | 理論   |         |     |
|     | 実地    |         |     | 実地   |         |     |
|     | 平均    |         |     | 平均   |         |     |
| 算 術 | 理論    |         |     | 理論   |         |     |
|     | 実地    |         |     | 実地   |         |     |
|     | 平均    |         |     | 平均   |         |     |
| 数 学 | 幾何    |         |     | 幾何   |         |     |
|     | 代数    |         |     | 代数   |         |     |
|     | 算術    |         |     | 算術   |         |     |
| 歴 史 | 普通    |         |     | 普通   |         |     |
|     | 実地    |         |     | 実地   |         |     |
|     | 平均    |         |     | 平均   |         |     |
| 地 理 | 地理    |         |     | 地理   |         |     |
|     | 実地    |         |     | 実地   |         |     |
|     | 平均    |         |     | 平均   |         |     |
| 博 物 | 物理    |         |     | 物理   |         |     |
|     | 化学    |         |     | 化学   |         |     |
|     | 平均    |         |     | 平均   |         |     |
| 英 文 | 理論    |         |     | 理論   |         |     |
|     | 実地    |         |     | 実地   |         |     |
|     | 平均    |         |     | 平均   |         |     |
| 總 計 | 平均    | 合否      | 免許状 | 第 号  | 年 月 日   |     |
| 科目数 |       |         | 証明書 | 第 号  | 年 月 日   |     |

注 意

- 成績佳良証明書他庁県ヨリ受得ノ場合ハ佳良証明年月欄ニ其  
県名ヲモモ学科目毎ニ記入スヘシ
- 選択科目中選択セザル科目ハ削除ノコト

伊那高等女学校校友会、同県篠ノ井高等女学校同窓会設置による補習科

(一八) 試験検定省略科目告示 (昭和四)

一九二九 (昭和四) 年二月六日、県告示第六五五号により、長野県

正教員 金貳円 ↓ 金参円  
准教員 金壹円 ↓ 金壹円五拾銭

(旧) (新)

(二七) 規程改定 (昭和三・二回目)

同年四月二三日、県令第三七号により規程の一部が改定された六四。同改定では、試験検定施行を告示で予告するよう改められるとともに(第五五條)、検定手数料が増額された。正教員は一円、准教員は五〇銭増額された。

及び家政科修了者のうち所定の要件を満たした者は裁縫専科正教員試験檢定に際し裁縫科試験を省略することとされた<sup>六五</sup>。

### (一九) 試験檢定省略科目告示(昭和五・一回目)

一九三〇(昭和五)年二月三日、県告示第九五号により、長野県須坂高等女学校同窓会設置による補習科修了者のうち所定の要件を満たした者は裁縫専科正教員試験檢定に際し裁縫科試験を省略することとされた<sup>六六</sup>。

### (二〇) 規程改定(昭和五・一回目)

同年二月一〇日、県令第九号により規程の一部が改定された<sup>六七</sup>。

出願方法に関して、「学校教員ノ職ニ在ル者」には当該学校長が「性行」だけでなく「勤務状況等」も調査副申することとされた(第五七条)。提出文書のうちの卒業証明書に関しては、中等学校「以上ノ学校」にも言及されるようになった(第五七条)。これらの書式も明示された(第五八条)。「長野県教育史」では書式が省略されていたため、筆者が『長野県報』を確認したところ、書式に大きな変更点は見られなかった。

### (二二) 試験檢定省略科目告示(昭和五・二回目)

同年三月一七日、県告示第二〇三号により、試験檢定省略科目対象者に関して、「本県立高等女学校ノ専攻科」の次に「長野県女子専門学校本科」が加えられた<sup>六八</sup>。

### (二三) 試験檢定省略科目告示(昭和五・三回目)

同年五月八日、県告示第三四二号により、長野県飯田高等女学校補習

科修了者のうち所定の要件を満たした者は裁縫専科正教員試験檢定に際し裁縫科を省略することとされた<sup>六九</sup>。

### (二三) 試験檢定省略科目告示(昭和五・四回目)

同年八月一八日、県告示第六一〇号により、長野県大町高等女学校校友会設置による裁縫専修科修了者のうち所定の要件を満たした者は裁縫専科正教員試験檢定に際し裁縫科を省略することとされた<sup>七〇</sup>。

### (二四) 規程改定(昭和五・二回目)

同年一〇月一六日、県令第六一号により規程の一部が改定され、出願書類に関して、試験檢定受験者は新たに「写真」も提出することとされた(第五七条)<sup>七一</sup>。

### (二五) 規程改定(昭和七)

一九三二(昭和七)年四月一四日、県令第二六号により規程の一部が改定された<sup>七二</sup>。同改定では願書書式が改められるとともに(第五七条)、小本正試験科目が改められ、「公民科」が新たに挿入されるとともに、「博物、物理及化学」が「理科」に改められ、「習字」及び「法制経済」が削除された(第五六条)。

書式の形式に大きな変更はみられないが、採点区分が変更されている。例えば、「教育」科に関しては、従来の採点は「理論」「実地」に分けられていたが、同改定により「心理学」、「論理学」、「教育学」、「教授法」、「管理法」、「教育史」各科目に関して点数を記入するようになった。小本正願書「裏面」の「成績表」は次のとおり。

小本正 (旧) 教育、音楽、簿記並びに農業・商業・手工の内一つ  
 中学校卒業者の小本正、尋本正試験検定出願の場合

同日、試験検定省略科目に関する告示も出された七三。同告示は、「小  
 学校令施行規則第百十三号該当者省略科目」と題され、該当者の試  
 験検定省略科目を一覧表形式にして明示した。一覧表形式で示しただけ  
 でなく、新たに「師範学校中学校高等女学校教員免許状若ハ高等学校高  
 等科教員免許状所有者」、「文部省直轄学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員  
 ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者」の項目が追加された。そのほ  
 か、省略可能な科目も改められている(例、中学校卒業者の小本正、尋  
 本正出願の場合)。

(二六) 試験検定省略科目告示 (昭和七)

(裏面) 小正成績表

| 氏名     |     | 受験地    |    | 番号          |    |
|--------|-----|--------|----|-------------|----|
| 科目     | 点数  | 科目     | 点数 | 科目          | 点数 |
| 修身     |     | 歴史     |    | 図画          | 理論 |
| 公民科    |     | 地理     |    |             | 実地 |
| 教<br>育 | 心理学 | 教<br>学 | 算術 | 音楽          | 計  |
|        | 論理学 |        | 代数 |             | 理論 |
|        | 教育学 |        | 幾何 |             | 実地 |
|        | 教授法 | 理<br>科 | 計  | 体<br>操      | 計  |
|        | 管理法 |        | 博物 |             | 体理 |
|        | 教育史 |        | 物理 |             | 体実 |
| 計      | 化学  | 計      | 計  |             |    |
| 国<br>語 | 講読  | 家<br>事 | 計  | 農<br>商<br>手 | 教理 |
|        | 作文  |        | 理論 |             | 教実 |
|        | 文法  |        | 実地 |             | 計  |
|        | 習字  | 計      | 計  |             |    |
|        | 文学史 | 裁<br>縫 | 理論 |             | 理論 |
| 漢文     | 実地  |        | 実地 |             |    |
| 計      | 計   | 計      | 計  |             |    |
| 総計     |     | 平均     |    | 順位          | 可否 |
| 実地試験   |     | 平均     |    | 身体検査        | 可否 |

注意 ○成績優良証明書所持ノ場合ハ点数欄ニ下付年月日及府  
 県名ヲ各科目ニ記入スヘシ  
 ○農業商業、手工ノ中ヨリ一ヲ選択シ他ノ二科目ハ抹削  
 スヘシ

(新) 教育、国語、漢文、数学、音楽、農業・商業・手工の

内一つ

尋本正 (旧) 教育

(新) 教育、国語、算術

(二七) 規程改定 (昭和八)

一九三三(昭和八)年四月二四日、県令第二三号により規程の一部が  
 改定され、准教員・専科正教員の定期試験検定実施時期が「三月下旬」  
 から「八月下旬」へ改められた(第五四条) 七四。

(二八) 規程改定 (昭和九・一回目)

一九三四(昭和九)年二月五日、県令第七号により規程の一部が改定  
 され、無試験検定願書書式が改められた七五。同願書では「校長経由」、「視  
 察意見」など、人物評価に関する記入事項が詳細に規定された。

長野県令第七号

大正三年十一月長野県令第四十号小学校令及小学校令施行規則実施ニ関  
 スル規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年二月五日

長野県知事 岡田周造

第五十七条検定願書様式第六号ヲ左ノ如ク改ム





(三) 細則改定(昭和一八・一回目)

一九四三(昭和一八)年六月二四日、県令第二八号により規程の一部が改定された<sup>八二</sup>。出願方法に関して、「学校職員」であっても「教員免許状ヲ有セザル学校職員」は「当該学校長及本籍地市町村長」へ提出することとされた。また「中等学校以上ノ卒業者」はそれまで提出が求められていた「成績証明書」及び「人物考査書」の提出が求められなくなった(第二九条)。

(四) 細則改定(昭和一八・二回目)

同年一二月一三日、県令五七号により規程の一部が改定された<sup>八三</sup>。国民学校本科訓導及び養護訓導の試験科目名が改められるとともに(第二六・二七条)、国民学校令施行規則第五三条第三号(地方長官ニ於テ特ニ適任ト認メタル者)該当者について「引続キ一年以上学校看護婦」と記されていた箇所が「養護婦」に改められ、その成績は「優良」から「優良」に改められた(第二八条)。試験科目名変更に関しては、同年三月八日に文部省令第六号により「師範学校規程」が改められており、同規程において教科・科目名が改められた<sup>八四</sup>。

(五) 試験検定科目省略告示(昭和一九)

一九四四(昭和一九)年一月一七日、県告示第六号により試験省略告示が出された<sup>八五</sup>。同告示は、「国民学校令施行規則第三三条各号該当者省略科目」と題され、該当者の試験検定省略科目を一覧表にして明示した。

(六) 専科訓導受驗有資格者、優良証明告示

同日、告示第七号、第八号により専科訓導試験検定における「国民科、理科ノ各科目ニ関シ中等学校卒業卒業程度以上ノ学力ヲ有スル者ト認メ」たる者、小学校令施行規則から国民学校令施行規則に移行するにあつたの優良証明について規定された<sup>八六</sup>。優良証明に関する県告示は次のとおり(専科訓導に関する第七号告示は言及するに止め、省略する)。

長野県告示第八号

国民学校教員検定委員会ニ於テ昭和十八年十二月二日迄ニ国民学校令施行規則第七七条ニヨリ優良証明ヲ得タル科目アル者ハ左記ノ例ニ依リ相当ノ教科及科目ニ合格シタル者ト看做ス

昭和十九年一月十日

長野県知事 郡山義夫

|        |                |
|--------|----------------|
| 従前ノ学科目 | 相当教科及科目        |
| 修身及公民科 | 国民科 修身公民       |
| 国語漢文   | 国民科 国語漢文       |
| 歴史     | 国民科 歴史         |
| 地理     | 国民科 地理         |
| 教育     | 教育科 教育、心理、衛生   |
| 数学     | 理科 数学          |
| 理科     | 理科 対象、生物       |
| 農業     | 実業科 農業         |
| 工業     | 実業科 工業         |
| 商業     | 実業科 商業         |
| 家事     | 家政科 家政、育児保健、農芸 |

|    |     |       |
|----|-----|-------|
| 裁縫 | 家政科 | 被服    |
| 体操 | 体錬科 | 体操、教練 |
| 武道 | 体錬科 | 武道    |
| 音楽 | 芸能科 | 音楽    |
| 習字 | 芸能科 | 書道    |
| 図画 | 芸能科 | 図画    |
| 工作 | 芸能科 | 工作    |

従前ニ於テ修身又ハ公民科ノ一科目ノ佳良証明ヲ有スル者ハ国民科修身公民ノ科目ヲ受験スベシ

### (七) 細則改定(昭和二二)

一九四六(昭和二二)年二月一六日、県令第六六号により規程の一部が改定された<sup>八七</sup>。教員の呼称が改められ、「訓導」がすべて「教員」に改められた(第二五、二六、二九、三一条)。試験科目に関して本科教員の試験検定科目から「武道」が削除された(第二六条)。

### (八) 最後の臨時試験検定実施

確認した限りでは、一九四六(昭和二二)年一月一四日、県告示第四七七号に掲載された「臨時試験検定」施行が最後の試験検定である<sup>八八</sup>。同告示によれば翌(一九四七)年一月九日から二五日にかけて「本科教員」、「初等科教員」、「養護教員」の試験が長野師範学校(男子部)、同(女子部)で行われることになっていた。

## 九 まとめ

以上のようにみてきて、次のことは指摘しておきたい。

(一) 長野県の小学校教員検定関係規則は、「長野県小学師範学校規則」、「学事諸則」、「小学校教員免許状授与規則」、「小学校教員検定細則」、「小学校教員検定等二関スル細則」、「小学校教員検定及免許状二関スル細則」、「小学校令及小学校令施行規則実施二関スル規程」、「国民学校令施行細則」の諸規則で規定されていた。

(二) 出願方法に関しては、願書、履歴書、身体検査書等を、郡市長村長経由で県知事提出することになっており、その際、郡市長等が品行等について副申することになっていた。

出願方法は他府県と同様であると思われたが、願書書式が試験検定用と無試験検定用が明確に区別され記入事項が異なり、受験者に佳良証明年月日や点数を詳細に記入させる点は先行研究において検討された府県と異なっていた。特に学校在職者が出願する際に校長が作成する副申書の書式を定めたのは長野県だけであった。

そのほか、臨時試験検定の対象となる講習会開設に関して「知事ノ指揮」を明記していたこと、合わせて本科正教員養成講習会開設を知事以外に認めなかったこと(一九〇二年以降)、「郡市長ノ特ニ稟申セル出願者」は定期試験検定の規定に抛らずに出願可能とされたこと(一九一二年—二四年)、小学校令施行規則第一〇七条第六号該当者は出願自体が必要とされたこと(一九一四—二四年)、期間は限られるが、「知事ノ指揮」による講習所・講習会修了者以外は一年以上の教職経験がないと本科正教員試験検定を受験できないとしたこと(一九一七—二四年)などは他府県ではほとんどみられなかった<sup>八九</sup>。

(三) 検定実施回数・時期等に関しては、当初は実施回数が年二回あるいは四回で揺れていたが、一九〇〇年以降は安定して無試験検定は随時、試験検定は年一回及び臨時であった。この点是他府県と同様であったと思われる。明治後期以降、実施回数が増えない府県は多くはないが、京都府などがあげられる。

(四) 試験科目に関しては、小本正、小准において欠くことができる」とされた図画等が課されていた。これも東京府など、他府県に同様の事例は存在した。

(五) 合否判定基準に関しては、「小学校教員検定試験細則」(一九二二年)では各学科一〇〇満点中六〇点以上とされ、「小学校教員検定内規」(一九一七年)では本科正教員及び准教員は各試験科目四〇点以上、平均で五〇点以上であり、そのうち教育科は学科、実習とも二分の一以上を得点することが求められていた。合格基準点はやや低かったと考えられる。例えば、同時期の栃木県では本科正教員の場合、各試験科目四〇点以上、平均六〇点以上が合格とされていた(一九二〇年)。

(六) 検定手数料に関しては、一円から始まり、最終的には正教員四円、准教員二円(いずれも敗戦前まで)まで引き上げられた九〇。検定手数料は府県によりかなり異なり、例えば群馬県のように県内者、県外者により検定料を区別していたところもあった。確認した限りでは岡山県の正教員五円、准教員三元(いずれも一九三六年)が最も高額であり、最低は北海道の本科訓導三元、それ以外は二円であった(一九四一年)。長野県は岡山県ほど高額ではないが、北海道ほど低くはなかった。

(七) このように、長野県の小学校教員検定制度は、検定実施回数、試験科目、検定手数料は他府県と比較し、特に際立つ点はなかったが、出願方法に関し、臨時試験検定の対象となる講習会等開設における「知

事ノ指揮」の強調、郡市長の「稟申」の優先など、知事、郡市長の管理しないしは関与が強いこと(特に本科正教員に対して)は長野県的特質として指摘できるように思われる。

最後に。本稿は、四年間、長野県立歴史館等に通い、『長野県教育史』、『長野県史』と『長野県報』とを照合しながら、『長野県統計書』、『信濃教育会雑誌』の記述、記事にも注意しながら、それらを通史的に検討し、ようやく作成し終えた。遺漏、誤記、誤認のないよう十分注意したつもりであるが、不備や誤認があるかもしれない。読者のご批評を乞う。

**謝辞** 『長野県報』等の閲覧に際し、長野県立歴史館閲覧室の職員の皆様には大変お世話になりました。記して謝意を表します。また入稿前の原稿を読み、ご意見を寄せてくださった釜田史氏(愛知教育大学)にも感謝いたします。再調査しなければ記せないこともあり、いただいた意見には応えきれませんが、丁寧にお読みくださり、的確なご意見をくださったことに深く感謝いたします。

**付記** 本研究は科学研究費補助金(THOSSO 基盤研究(B)(一般)「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究」、研究代表者・丸山剛史)の助成を受けたものである。

一 船寄俊雄「教員養成史研究の課題と展望」(『日本教育史研究』第一三三号、一九九三年、八三―八四ページ)。船寄編著『論集現代日本の教育史』2 教員養成・教師論(日本図書センター、二〇一四年、三七―八ページ)

ジ)、ほか。

三 秋田県に關しては釜田史『秋田県小学校教員養成史研究序説』学文社、二〇一二年、宮城県に關しては笠間賢二『小学校教員検定に關する基礎的研究 — 宮城県を事例として—』〔宮城教育大学紀要〕第四〇巻、二〇〇五年、二二九—二四三ページ) ほか、兵庫、静岡両県に關しては丸山剛史(研究代表者)『平成二三年度〜平成二五年度科学研究費補助金基盤研究(C) 研究成果報告書 戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に關する通史的事例研究』(二〇一四年) 所収の山本朗登、丸山の論考、東京、大阪、岡山の各府県に關しては丸山(研究代表者)『平成二六年度〜平成二九年度科学研究費補助金基盤研究(C) 研究成果報告書 戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に關する府県比較研究』(二〇一八年) 所収の丸山の論考、北海道、京都府に關しては丸山(研究代表者)『平成二九年度〜令和三年度科学研究費補助金基盤研究(B) 研究成果報告書(中間報告書) 戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に關する歴史的研究』(二〇二二年) 所収の丸山の論考、群馬県に關しては内田徹・丸山「旧学制下群馬県における小学校教員検定制 度 — 一九〇〇年九月以前—」〔東京福祉大学・大学院紀要〕第五卷第二号、二〇一五年、一二三—一三〇ページ)、埼玉県に關しては内田・丸山「旧学制下埼玉県の小学校教員検定制 度 — 一九〇〇年以前—」〔浦和論叢〕第六〇号、二〇一九年、七九—九六ページ) ほか、栃木県に關しては丸山「旧学制下栃木県の小学校教員検定制 度 (一) — 一九〇〇年七月以前—」〔宇都宮大学教育学部研究紀要 第一部〕第六六号、二〇一六、一一—二〇ページ)、ほか。岡山県、京都府に關しては、遠藤健治の論考も教員養成所規程、検定内規を檢討しており看過できない(遠藤「戦前日本において、

私立学校は小学校教員養成の埒外にあったのか—京都府小学校無試験検定内規の復刻をとおして」『美作大学・美作大学短期大学部紀要』第六三号、二〇一八年、一一—八ページ、ほか)。

三 丸山剛史「戦前日本の小学校教員検定合格者数の道府県比較 (一) — 試験検定・一九〇〇—四〇年—」、「同(二) — 無試験検定・一九〇〇—四〇年—」〔宇都宮大学教育学部紀要 第一部〕第六一、六二号、二〇一一、一二二頁。

四 長野県学務課検定試験研究会編纂『小学校正教員／准教員／専科正教員検定試験問題集 最近五ヶ年間 受験者心得 大正十五年』信濃図書刊行会、一九二六年。同様に、明らかに県学務課が関与していたとみられるものに山梨県学務部学務課『山梨県小学校教員小学校教員・幼稚園保姆検定受験案内』(柳正堂、一九三五年)がある。同書に關しては、釜田史氏の教示を得た。

五 佐藤秀夫「都道府県の教育の歴史 その見方ととらえ方」『教育と情報』第三七四号、一九八九年、一〇ページ。

六 長野県教育史刊行会編集・発行『長野県教育史 第十卷 史料編四』、一九七五年、八三〇—八三四ページ。

七 同前、八三四ページ。

八 『長野県教育史 第十卷』、六一—六六ページ。

九 『長野県教育史 第十卷』、八四九—八六二ページ。

一〇 『長野県教育史 第十卷』、八六五—八七二ページ。

一一 同前、八六八—八六九ページ。

一二 長野県教育史刊行会編集・発行『長野県教育史 第十一卷 史料編五』、一九七六年、一七ページ。

一三 『長野県教育史 第十一卷』、一七二—一七六ページ。

- 一四「128 小学校教員検定細則制定につき県令」の「注」「3」『長野県教育史 第十一巻』、一七六ページ。
- 一五「128 小学校教員検定細則制定につき県令」の「注」「4」『長野県教育史 第十一巻』、一七六ページ。
- 一六『長野県教育史 第十一巻』、二六九―二七一ページ。
- 一七「128 小学校教員検定細則制定につき県令」の「注」『長野県教育史 第十一巻』、一七六ページ。
- 一八「長野県令第四十八号」『長野県報』第一〇八号、一八九八年九月二〇日、三一四―三二五ページ。
- 一九「128 小学校教員検定細則制定につき県令」の「注」「5」『長野県教育史 第十一巻』、一七六ページ。
- 二〇長野県教育史刊行会編集・発行『長野県教育史 第十二巻 史料編六』、一九七七年、二二―二三ページ。
- 二一「21 小学校教員検定・免許状細則制定につき県令」の「注」「1」『長野県教育史 第十二巻』、二三―二四ページ。
- 二二『長野県教育史 第十二巻』、四六―六八ページ。
- 二三『長野県教育史 第十二巻』、六九ページ。
- 二四『長野県教育史 第十二巻』、一二八ページ。
- 二五『長野県教育史 第十二巻』、六八ページ。
- 二六『長野県教育史 第十二巻』、六八ページ。
- 二七『長野県教育史 第十二巻』、七一ページ。
- 二八『長野県教育史 第十二巻』、八二九ページ。
- 二九『長野県教育史 第十二巻』、七二―七三ページ。
- 三〇このほか、小本正、小専正は「選定科目」を願書中に朱書きするよう指示された（第七六条）。
- 三一『長野県教育史 第十二巻』、二〇―二〇三ページ。
- 三二『長野県教育史 第十二巻』、七三ページ。
- 三三長野県教育史刊行会編集・発行『長野県教育史 第十三巻 史料篇』、一九七八年、七一―九ページ。
- 三四長野県教育史刊行会編集・発行『長野県教育史 第三巻』、五五―五七ページ。
- 三五『長野県教育史 第三巻』、五六―九ページ、『同 第十三巻』、九ページ。
- 三六このほか、成績優良証明書所有者が「同一ノ出願ヲ為ストキ」は科目名と年月日を、専科正教員受験者で前年以前に第一次試験に合格したことがある者は履歴書学業欄にその旨記入することが指示された（第七一、七六条）。
- 三七『長野県教育史 第十三巻』、一四ページ。
- 三八『長野県教育史 第十三巻』、九七―九九ページ。
- 三九『長野県報』第三号、一九二二年八月九日、三ページ。
- 四〇『長野県教育史 第十三巻』、一五ページ。
- 四一『長野県教育史 第十三巻』、一三一―一三二ページ。
- 四二『長野県教育史 第十三巻』、一六ページ。
- 四三『長野県教育史 第三巻』、五七―三ページ。『同 第十三巻』、一三二―一三三ページ。
- 四四『長野県教育史 第十三巻』、一五―一六九ページ。
- 四五『長野県教育史 第十三巻』、二二―二六ページ。
- 四六長野県教育史刊行会編集・発行『長野県教育史 第十四巻 史料編八』、二四―二五ページ。
- 四七『長野県令第五十七号』『長野県報』第五〇九号、一九二二年七月一日、一八八―一九二ページ。

- 四八『長野県教育史 第十四卷』、二六一―二七ページ。
- 四九『長野県教育史 第十四卷』、一二〇―一二二ページ。
- 五〇『長野県教育史 第十四卷』、一三七―一三八ページ。
- 五一『長野県教育史 第十四卷』、二七―二八ページ。
- 五二 このほか、第五四、五五、五八条における出願方法記述整理により第五八条が削除された。
- 五三『長野県告示第五百八十三号』『長野県報』第七三三号、一九二五年一月六日、一〇二〇ページ。
- 五四『長野県教育史 第十四卷』、二九ページ。
- 五五『長野県教育史 第十四卷』、三二―三三ページ。
- 五六『長野県教育史 第十四卷』、一三八―一四〇ページ。
- 五七『長野県教育史 第十四卷』、三五―三六ページ。『長野県報』第八一六号、二五五―二五七ページ。
- 五八 このほか、履歴書、身体検査書を添付することが改めて明記されるところにも、専科正教員試験検定出願者で「授業日数二百日以上ノ公立実業補習学校ニ於テ後期ニケ年以上ノ課程ヲ卒業シタル者及之ニ準スル学歴ヲ有スル者」は出身学校長の卒業証明書を添付するよう、新たに追記された。
- 五九『長野県告示第七号』『長野県報』第三号、一九二七年一月一〇日、四六一―四七ページ。
- 六〇『長野県教育史 第三卷』、三三二―三三三ページ。
- 六一『長野県告示第九十七号』『長野県報』第一四号、一九二七年二月一七日、五三〇―五三一ページ。
- 六二『長野県教育史 第十四卷』、三七―三九ページ。
- 六三『長野県教育史 第十四卷』、三八―四〇ページ。
- 六四『長野県教育史 第十四卷』、三八―四〇ページ。
- 六五『長野県告示第六百五十五号』『長野県報』第三〇二号、一九二九年一月一六日、八八七―八八八ページ。要件は、「一、出席日数 全学年授業日数ノ九〇%以上ノ者」「二、修了ノ際ニ於ケル裁縫科成績七〇%以上ノ者」の二点であつた。
- 六六『長野県告示第九十五号』『長野県報』第三一四号、一九三〇年二月三日、一五三―一五四ページ。要件は一九二九年・告示六五五号に同じ。
- 六七『長野県教育史 第十四卷』、三九―四〇ページ。
- 六八『長野県教育史 第十四卷』、一四〇―一四一ページ。
- 六九『長野県告示第三百四十二号』『長野県報』第三四一号、一九三〇年五月八日、三七七―三七八ページ。要件は一九二九年・告示六五五号に同じ。
- 七〇『長野県告示第六百十号』『長野県報』第三七〇号、一九三〇年八月一八日、九六四―九六五ページ。要件は一九二九年・告示六五五号に同じ。
- 七一『長野県教育史 第十四卷』、四〇―四一ページ。
- 七二『長野県教育史 第十四卷』、四一―四二ページ。
- 七三『長野県教育史 第十四卷』、二六二―二六四ページ。
- 七四『長野県教育史 第十四卷』、四一―四二ページ。
- 七五『長野県令第七号』『長野県報』第七二三号、一九三四年二月五日、一七―一八ページ。
- 七六『長野県教育史 第十五卷』、三一―三二ページ。
- 七七『長野県教育史 第三卷』、一一三―一一四ページ。
- 七八『長野県報』第七二四号、一九三四年二月八日、二二―二三ページ。
- 七九 長野県教育史刊行会編集・発行『長野県教育史 第十五卷 史料編九』、一五一―一五七ページ。
- 八〇『長野県報』第一四七二号、一九四一年六月九日、七七―七八ページ。

- 八一『長野県教育史 第十五巻』、一五九―一六〇ページ。
- 八二『長野県教育史 第十五巻』、一五七ページ。
- 八三『長野県教育史 第一五巻』、一五八ページ。
- 八四『文部省令第六号』（師範学校規程）『官報』第四八四三号、一九四三年三月八日、二三六ページ。
- 八五『長野県教育史 第三巻』、一一三四ページ。『同 第十五巻』、二二二―二二四ページ。
- 八六『長野県告示第七号』『長野県告示第八号』『長野県報』昭和十九年一月十日、一八一―一九ページ。
- 八七『長野県教育史 第三巻』、一一一五ページ。『同 第十五巻』、一五八―一五九ページ。
- 八八『長野県告示第四百七十七号』『長野県報』昭和二十一年二月二四日、一〇四九―一〇五二ページ。
- 八九 北海道では一九〇一年以降、現職小学校教員で「成績優等」者は本人が出願せずとも無試験検定を行うことになっていた。静岡県では一九二六年以降、無試験検定の受験者が県内公立小学校在職者等での要件を満たしたものに限定されたことがあった。
- 九〇 敗戦後はインフレーションのため検定手数料が高騰した。

令和三年十月一日受理



Historical analysis on certificate examination  
system for elementary school teachers in Nagano  
prefecture under the prewar school system

MARUYAMA Tsuyoshi